

平成27年第2回飛騨市議会定例会議事日程

平成27年3月5日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第6号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第3	議案第7号	飛騨市行政手続条例の一部を改正する条例について
第4	議案第8号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第5	議案第9号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
第6	議案第10号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第7	議案第11号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第8	議案第12号	飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第9	議案第13号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第10	議案第14号	古川国府給食センター利用組合規約の変更について
第11	議案第15号	飛騨市いつまでも安心して暮らせるまち創生条例について
第12	議案第16号	飛騨市女性活躍推進基本条例について
第13	議案第17号	飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について
第14	議案第18号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
第15	議案第19号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第16	議案第20号	飛騨市起業化促進条例を廃止する条例について
第17	議案第21号	飛騨市定住促進対策に関する条例を廃止する条例について
第18	議案第22号	指定管理者の指定について(飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設)
第19	議案第23号	指定管理者の指定について(飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館)
第20	議案第24号	指定管理者の指定について(飛騨市農林水産物直売・食材供給施設(よ～らん館))

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第25号	指定管理者の指定について(飛騨市観光案内所)
第22	議案第26号	指定管理者の指定について(飛騨市数河グラウンド(数河平成グラウンド他))
第23	議案第27号	指定管理者の指定について(飛騨市古川ふれあい広場施設)
第24	議案第28号	指定管理者の指定について(なかんじょ川関連)
第25	議案第29号	指定管理者の指定について(飛騨市河合森林総合利用施設(YuMeハウス))
第26	議案第30号	指定管理者の指定について(飛騨市河合健康増進施設(ゆうわ〜くはうす))
第27	議案第31号	指定管理者の指定について(飛騨市アスク山王)
第28	議案第32号	指定管理者の指定について(飛騨市やまびこ学園)
第29	議案第33号	指定管理者の指定について(飛騨かわいスキー場)
第30	議案第34号	指定管理者の指定について(飛騨市ふるさと山荘ナチュールみやがわ)
第31	議案第35号	指定管理者の指定について(飛騨市宮川温泉おんり〜湯他)
第32	議案第36号	指定管理者の指定について(山之村キャンプ場)
第33	議案第37号	指定管理者の指定について(飛騨市流葉交流広場他)
第34	議案第38号	飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について
第35	議案第39号	飛騨市林業総合センター条例の一部を改正する条例について
第36	議案第40号	飛騨市畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
第37	議案第41号	指定管理者の指定について(飛騨市奥飛騨山之村牧場)
第38	議案第42号	農地・農業用施設災害復旧事業三ヶ区頭首工災害復旧工事の請負契約の締結について
第39	議案第43号	都市再生整備計画事業宮川振興事務所・宮川町公民館複合施設建設(建築)工事の請負契約の締結について
第40	議案第44号	飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第41	議案第45号	指定管理者の指定について(飛騨市栄町防災センター)
第42	議案第46号	財産の無償譲渡について(地域伝承館)
第43	議案第47号	財産の無償譲渡について(神楽台屋台蔵広場)
第44	議案第48号	市道路線の廃止について
第45	議案第49号	市道路線の認定について
第46	議案第50号	平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第7号)
第47	議案第51号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第4号)
第48	議案第52号	平成26年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
第49	議案第53号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第4号)
第50	議案第54号	平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第51	議案第55号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第4号)
第52	議案第56号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
第53	議案第57号	平成26年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計補正予算(補正第1号)
第54	議案第58号	平成26年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計補正予算(補正第3号)
第55	議案第59号	平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算(補正第2号)
第56	議案第60号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第3号)
第57	議案第61号	平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第4号)
第58	議案第62号	平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号)
第59	議案第63号	平成27年度飛騨市一般会計予算
第60	議案第64号	平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計予算

日程番号	議案番号	事 件 名
第61	議案第65号	平成27年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第62	議案第66号	平成27年度飛騨市介護保険特別会計予算
第63	議案第67号	平成27年度飛騨市簡易水道事業特別会計予算
第64	議案第68号	平成27年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
第65	議案第69号	平成27年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第66	議案第70号	平成27年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
第67	議案第71号	平成27年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
第68	議案第72号	平成27年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計予算
第69	議案第73号	平成27年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
第70	議案第74号	平成27年度飛騨市情報施設特別会計予算
第71	議案第75号	平成27年度飛騨市給食費特別会計予算
第72	議案第76号	平成27年度飛騨市水道事業会計予算
第73	議案第77号	平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
第74		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第6号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第7号	飛騨市行政手続条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第8号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第9号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第10号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第11号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第12号	飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第13号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第14号	古川国府給食センター利用組合規約の変更について
日程第11	議案第15号	飛騨市いつまでも安心して暮らせるまち創生条例について
日程第12	議案第16号	飛騨市女性活躍推進基本条例について
日程第13	議案第17号	飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第18号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第19号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第20号	飛騨市起業化促進条例を廃止する条例について
日程第17	議案第21号	飛騨市定住促進対策に関する条例を廃止する条例について
日程第18	議案第22号	指定管理者の指定について(飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設)
日程第19	議案第23号	指定管理者の指定について(飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館)
日程第20	議案第24号	指定管理者の指定について(飛騨市農林水産物直売・食材供給施設(よーらん館))
日程第21	議案第25号	指定管理者の指定について(飛騨市観光案内所)
日程第22	議案第26号	指定管理者の指定について(飛騨市数河グラウンド(数河平成グラウンド他))
日程第23	議案第27号	指定管理者の指定について(飛騨市古川ふれあい広場施設)
日程第24	議案第28号	指定管理者の指定について(なかんじょ川関連)
日程第25	議案第29号	指定管理者の指定について(飛騨市河合森林総合利用施設(YuMeハウス))
日程第26	議案第30号	指定管理者の指定について(飛騨市河合健康増進施設(ゆうわ〜くはうす))
日程第27	議案第31号	指定管理者の指定について(飛騨市アスク山王)
日程第28	議案第32号	指定管理者の指定について(飛騨市やまびこ学園)
日程第29	議案第33号	指定管理者の指定について(飛騨市かわいスキー場)
日程第30	議案第34号	指定管理者の指定について(飛騨市ふるさと山荘ナチュールみやがわ)
日程第31	議案第35号	指定管理者の指定について(飛騨市宮川温泉おんり〜湯他)
日程第32	議案第36号	指定管理者の指定について(山之村キャンプ場)
日程第33	議案第37号	指定管理者の指定について(飛騨市流葉交流広場他)
日程第34	議案第38号	飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について
日程第35	議案第39号	飛騨市林業総合センター条例の一部を改正する条例について

日程第36	議案第40号	飛騨市畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
日程第37	議案第41号	指定管理者の指定について(飛騨市奥飛騨山之村牧場)
日程第38	議案第42号	農地・農業用施設災害復旧事業三ヶ区頭首工災害復旧工事の請負契約の締結について
日程第39	議案第43号	都市再生整備計画事業宮川振興事務所・宮川町公民館複合施設建設(建築)工事の請負契約の締結について
日程第40	議案第44号	飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について
日程第41	議案第45号	指定管理者の指定について(飛騨市栄町防災センター)
日程第42	議案第46号	財産の無償譲渡について(地域伝承館)
日程第43	議案第47号	財産の無償譲渡について(神楽台屋台蔵広場)
日程第44	議案第48号	市道路線の廃止について
日程第45	議案第49号	市道路線の認定について
日程第46	議案第50号	平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第6号)
日程第47	議案第51号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第4号)
日程第48	議案第52号	平成26年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
日程第49	議案第53号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第4号)
日程第50	議案第54号	平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第51	議案第55号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第4号)
日程第52	議案第56号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
日程第53	議案第57号	平成26年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第54	議案第58号	平成26年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計補正予算(補正第3号)
日程第55	議案第59号	平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第56	議案第60号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第3号)
日程第57	議案第61号	平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第4号)
日程第58	議案第62号	平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号)
日程第59	議案第63号	平成27年度飛騨市一般会計予算
日程第60	議案第64号	平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
日程第61	議案第65号	平成27年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
日程第62	議案第66号	平成27年度飛騨市介護保険特別会計予算
日程第63	議案第67号	平成27年度飛騨市簡易水道事業特別会計予算
日程第64	議案第68号	平成27年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
日程第65	議案第69号	平成27年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第66	議案第70号	平成27年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
日程第67	議案第71号	平成27年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
日程第68	議案第72号	平成27年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計予算
日程第69	議案第73号	平成27年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
日程第70	議案第74号	平成27年度飛騨市情報施設特別会計予算
日程第71	議案第75号	平成27年度飛騨市給食費特別会計予算
日程第72	議案第76号	平成27年度飛騨市水道事業会計予算
日程第73	議案第77号	平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
日程第74		一般質問

○出席議員(17名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田洞	嶋中	清和	安彦
3番	野後	口村	勝和	憲正
4番	福菅	藤田	武明	彦彦
5番	菅内	沼海	良真	郎次
6番	森高	下原	邦充	子子
7番	谷天	口木	希幸	男徳
8番	葛山	谷下	寛博	文一
9番	池籠	田山	寛恵	子美
10番				
11番				
12番				
13番				
14番				
15番				
16番				
17番				

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山本	川本	幸重	一昭
教育長	野倉	村倉	孝久	文徳
会計管理者	小野	村腰		豊徳
総務部長	石水	上木	雅雅	廣行
財政課長	柏谷	澤井	敦義	子昌
教育委員会事務局長	藤川	瀬向	智清	彦光
企画商工観光部長	沢川	之上		秋
環境水道部長				
市民福祉部長				
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	東	佐藤
書記	竹原	美香

平成27年第2回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質 問 者	質 問 事 項	備 考
1	内海 良郎 (ひだ市政クラブ)	1. 「飛騨市版里山資本主義」による地域創生について 2. 小学校社会科資料集「ふるさと飛騨市」の改訂について	4日 午前
2	後藤 和正 (ひだ市政クラブ)	1. 地域住民生活等緊急支援のための交付金について 2. 子どもたちの経済的境遇に関して	〃
3	天木 幸男 (ひだ市政クラブ)	1. 新制度移行に伴う今後の保育園の方向性について 2. 高含量トウガラシを栽培し、第6次産業に育てられないか	4日 午後
4	森下 真次 (ひだ市政クラブ)	1. 地域資源活用新事業体出資金を生かすために 2. 小水力発電に対する考え方は 3. 道路の改修促進について	〃
5	山下 博文	1. 補正予算・新年度予算と重点政策 2. トレーニング施設建設について 3. 飛騨市の人材育成について	〃
6	野村 勝憲	1. 「地方創生」について 2. 「観光」について 3. 「数河産廃」について	5日 午前
7	籠山 恵美子	1. 飛騨市の「地方創生」策を問う 2. 福祉制度に関わる市民への責任を市はどう果たすのか	〃
8	中嶋 国則	1. ふるさと納税(ふるさと応援寄付金)推進について	5日 午後
9	谷口 充希子	1. 「地方創生」について 2. 介護ボランティアポイント制度事業と認知症予防について 3. 各地域のコミュニティー(公民館)の屋根落雪式に補助は出来ないか	〃
10	池田 寛一 (新生飛政会)	1. 人口減少と小規模校のあり方について 2. 雪害対策について	〃
11	高原 邦子 (新生飛政会)	1. マイナンバー制度について	6日 午前
12	前川 文博 (新生飛政会)	1. 10月以降の飛騨市公共交通について 2. 消雪設備の増設と流雪溝整備について	〃
13	洞口 和彦 (新生飛政会)	1. 介護報酬改正に伴う影響と今後の介護保険事業の取り組みについて 2. ハイパーカミオカンデ計画と国際共同グループ結成について	6日 午後

※時間の関係で場合によっては、午前と午後の質問となる議員がいます。

(開議 午前 10 時 00 分)

◆開議

◎議長（菅沼明彦）

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程および質疑、一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長（菅沼明彦）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により 12 番、谷口充希子君、13 番、天木幸男君を指名いたします。

◆日程第 2 議案第 6 号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
から

日程第 73 議案第 77 号 平成 27 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

日程第 74 一般質問

◎議長（菅沼明彦）

日程第 2、議案第 6 号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてから、
日程第 73、議案第 77 号、平成 27 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの
72 案件を一括して議題といたします。72 案件の質疑と併せて、これより日程第 74、
一般質問を行います。それでは、通告順に発言を許可いたします。なお、傍聴者の皆さ
ま、議員の皆さま、携帯電話等お持ちの方は電源を切っていただくようお願いを申し上
げます。

最初に 5 番、野村勝憲君。なお、質問中、説明資料の使用願が出ておりますので、こ
れを許可いたします。

〔5 番 野村勝憲 登壇〕

○5 番（野村勝憲）

皆さん、おはようございます。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、早速
質問に入らせていただきます。

さて、国は人口減少対策に本腰を入れ、「まち・ひと・しごと創生本部」を設け、地方
は自ら汗と知恵を出し魅力ある地域にと「地方創生」をスタートさせております。人口
減少に対応した施策は、子育て支援から成長産業の育成、雇用創出と多岐にわたり総合
的に展開する必要があります。

岐阜県では『清流の国ぎふ』づくりの全面展開」と「安心して暮らせる強靱なまちづ
くり」の 2 本柱で 2015 年度の予算を発表いたしました。

そうした中、私は飛騨市の「地方創生」、「観光」、そして今大きな問題になっておりま

す「数河産廃」の3点について、今回質問をさせていただきます。まず、1番目の「地方創生」についてでございます。

国は、各自治体に地方版の総合戦略の策定を求めています。県では2015年度、県版の地方創生総合戦略を策定して、施策を推進するため、地方創生室を新設いたしました。おそらく飛騨市は当面、企画課がその対応をするのですが、私は民間の意見を取り入れた地方創生のプロジェクトのチーム編成を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2点目でございますが、私は地方版総合戦略の成果を出すには、3つのキーワードが必要だと思っております。

まず1点目は、「女性」のキーワードです。「女性」です。一次製品の生産から加工、販売まで手掛ける6次産業化を狙い、自然や歴史、食といった観光資源を再発掘するためにも、その目線や役割は欠かせません。

そして、2点目のキーワードは「若者」です。若者の意見に耳を傾け、そして例えばですね、雇用に関するアイディアは、やはり若い人たちがこれから持っているんですね。そういう人たちにIT企業への地方への誘致促進にもつなげていきたいということを考えております。

3点目のキーワードは「民間」の力です。地方創生は皆さんご承知のとおり、規制の力の源泉としている中央官界、いわゆる霞ヶ関との対決でもあるわけです。アベノミクス第3の矢「成長戦略」の柱である規制改革を推進するには、まず民間パワーが必要です。

現在、国家戦略特区に第二次募集として自治体や民間の企業が、206の提案が現在出ていると聞いております。国は国家戦略特区制度を進化させ、地方の情熱に応じて規制改革を進める「地方創生特区」を設けようとしております。

これからの飛騨市の地域づくりは、まず農業、2番目が観光産業の振興と、それと神岡の件ですけれども、すでに報道されておりますが事業費約800億の神岡のハイパークミオカンデ建設を核とした先端科学都市構想の実現です。より良い住環境の整備と地域活性化を目指し、この際あらゆる分野での規制を洗い出し、そして研究を重ね、地方創生特区に飛騨市も今挑戦すべきと考えますが、いかがですか。

最後に、12月議会で葛谷議員のほうから地方創生についての質問がございました。その時、市はどれだけでも早く総合戦略の策定ができるよう準備を進めると回答されておりますが、それから3カ月ほど過ぎているわけなんですけれども、現在の進捗状況と何をテーマに地方創生をスタートさせ、そして5年間というものがあるわけですけど、5年後の飛騨市のグランドデザイン、アバウトで結構ですけども、どんなイメージをされているのかお聞きします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（菅沼明彦）

企画商工観光部長、水上雅廣君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

おはようございます。それでは、議員ご質問の地方創生についてお答えをいたします。

1点目の「地方創生」のプロジェクトチームの編成についてお答えします。

昨年施行されました「まち・ひと・しごと創生法」において、市町村は国、県が定める、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めるよう努めなければならないとする、とされております。また、戦略策定にあたっては市民、関係団体、行政機関、産業界、金融機関など、広く意見を求めることが必要であるとされています。

飛騨市でも「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めることとし、策定にあたっては全市一体となって取り組むため、市長を本部長として「飛騨市まち・ひと・しごと創生本部」を設置するよう準備を進めております。

また、策定にあたっては民間の皆さまの意見を取り入れることは重要であると考えておりますので、策定や実施にあたり、市民、産業界、教育関係、金融機関などの皆さまから助言をいただいたり、意見交換が行えるよう有識者会議を設置し、民間の意見もお聞きしながら取り組みを進めたいと考えております。

2点目の「地方創生特区」へ挑戦すべきではないかについてお答えします。

昨年末に国が定めた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「地方創生特区」の指定について示されています。この中では、「志の高い、やる気のある地方自治体」が規制改革により地方創生を実現できるよう、国家戦略特区をさらに進化させ、手続きの簡素化や専門家の派遣など、国が総合的な支援を行う「地方創生特区」を、この春を目途に新たに指定することとしています。

「地方創生特区」は、既存の国家戦略特区を使って地方活性化を目指そうとする施策で、昨年、国家戦略特区の二次募集として提案された206の提案を中心に、現在選定作業が行われているというふうにお聞きをしております。飛騨市では、これまでも構造改革特区といたしまして「公立保育園給食外部搬入特区」の認定を受けております。その後についてもいくつかの提案を行うなど、積極的に取り組んできたところでございます。

地方創生特区については、今後の動向を注視するとともに、今後も地域の活性化を進める上で障害となっている規制がある場合は、地方創生特区にかかわらず各種特区制度への提案も検討をしていきたいと考えております。

3点目の総合戦略策定の進捗状況などについてお答えします。

飛騨市では、先般「飛騨市人口減少対策プラン」を策定しました。この中では、結婚・

出産の支援、子育てへの支援、仕事・働き方の支援、産業基盤の整備、生活基盤の整備、人材の育成、情報・魅力の発信、人を呼び込む体制づくり、女性や高齢者の活躍などをテーマに各種施策を掲げました。また、平成27年度から平成31年度を期間とする第二次総合計画後期基本計画についても、先般お示しをしたとおりです。

第二次総合計画と今後策定する総合戦略は計画終期が同じでありますし、人口減少対策プランに掲げた事業は総合戦略にも重要な視点として掲げていくことになる事業と考えていますので、今後これらの計画に掲げた事業を中心に、さらに必要な施策について検討を行うとともに、県との連携も図りながら計画策定を進めていくことになります。現在は、市の計画している各種事業が、国の示したパッケージ等にどう位置付けられるか検討を行っている段階です。

また、何をテーマにとのご質問でございますが、これまでも申し上げておりますとおり「市民がいつまでも安心して暮らせるまち」の実現のため、今後5年間は「人口減少・少子化対策」、「地域・組織・産業の活性化」、「シルバー世代の生きがいと自立」等を重点課題として、国が示した、まち・ひと・しごと創生の目的、理念に沿って、さまざまな施策を展開できるよう、総合戦略にも盛り込んでいくことになると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定につきましては、国から平成31年度までの計画について、平成28年3月までに策定するよう求められております。市といたしましては、これに合わせまして平成28年度以降の事業に有利に取り組めるよう、なるべく早期に策定できるように進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○5番（野村勝憲）

まだまだスタートしたばかりで、具体的なことはちょっと回答としてはできていないんですけれども、私がなぜプロジェクトチームやテーマの設定を急いでいるかといいますと、すでにほかの自治体が地方創生に取り組んでいるという、事例をちょっと申し上げますと、実は昨年10月27、28とですね、洞口議員と一緒に鳥取の智頭町へ出掛けました。そのとき鳥取市が9月にすでに、倉吉市が10月に、そして米子市が11月だったと思いますけれども、もうすでに創生本部を立ち上げているんですね。それで市長が先ほども、飛騨市は本部長は市長が就任されているということですが、もうすでにそれぞれの市長さんが本部長に就任されて、中でも鳥取市は具体的にテーマをしっかり押さえて、賑わいのある創生本部の名称で、安心子育て、それから地場産業の振興をはじめ9つのプロジェクトにチーム編成して、もうすでに作業に入っているということなんです。

さらに驚いたのは、担当大臣の石破さんの地元ということもありまして、15、16日にそれぞれの3地区で、これからの日本鳥取から地方創生の講演会が行われるという

ことも聞きました。ということで、鳥取だけではなくて、ほかのエリアでも相当スピードを上げてやっているということなので、ぜひ、また岐阜県でも古田知事は、皆さんご存じだと思いますけれども、知事は岐阜県の今年の年頭のあいさつで、岐阜県を地方創生のモデルとして県民にメッセージを送ってらっしゃるわけですから、ぜひ、それに応えるためにも市はこれから地方創生の、いわゆる飛騨市版をしっかりと押さえてやっていただきたいということを期待して、これについての回答はいりませんので、次の「観光」について質問をさせていただきます。

2番目の「観光」についてでございます。岐阜県は、もうすでに皆さんご存じのように「世界遺産」をキーワードに情報発信をし、岐阜のブランドイメージを高め、国内外からの誘客と地域の活性化につなげようとしております。現在、古川祭の起し太鼓、屋台行事が来年の11月になると思いますけれども、世界遺産登録を目指し、全国18府県33件の祭りを「山・鉾・屋台行事」として、ユネスコ無形文化遺産に国からユネスコに一括提案され、その可能性は大きいと聞いております。まさに、ここで飛騨市のブランドイメージをさらに高める絶好のチャンスであると私は考えております。

最近の報道によれば高山市は非常に積極的で、北陸新幹線の延伸にあわせ、宮川の朝市、陣屋朝市を運営する二つの組合が石川県の輪島朝市組合と連携して、情報交換会や互いの朝市への出店を計画しております。すでに金沢市、南砺市、それから白川村と高山市は、観光関係者で「北陸飛騨3つ星街道誘客推進協議会」を作って、地元バス会社等を巻き込んで連泊を想定した旅行プランを作っております。そして、北陸飛騨3つ星街道キャンペーンとして誘客活動を積極的に現在も行っております。この際、飛騨市も北陸と積極的に連携を図る必要があります。それはなぜかということ、関東からの入り込み客を期待できるからです。

私は、一昨年の12月議会で祭りをテーマに、高岡市や犬山市あるいは津島、あるいは高山と一緒に連携して「祭り街道」を設定したらと、そして売り込んでいったらということを提案してまいりました。今回はさらに一歩踏み込んで、まず高岡と、それから高山と飛騨市、これは3市とも世界遺産に登録される可能性があるわけですから、「北陸・飛騨まつり街道」として、仮称ですけども売り込んでいくと。そして、日本の祭りや和の文化に大変興味を持たれておりますアメリカのケネディ米国大使を3市でお迎えして、交流を深め飛騨市のブランドイメージを高めていったらいかがでしょうか。

2点目でございますけれども、2月7日より台湾の文化部が主催し台中で開かれている、現在も開かれているわけですが、「日本民族文化財台湾交流展覧会」に古川祭がイベントに参加しております。実は私も応援ツアーで初日の開会式をはじめ会場を見て、まさか台湾で起し太鼓がみられるとは思わず、大変感動して帰ってまいりました。おそらく同じ応援ツアーで参加された菅沼議長も、おそらく同じ思いで帰ってこられたと思います。このことも古川町時代の先人の人たち、具体的に言いますと最初の観光協会長とかそういう人たちが、まちづくりを通じた台湾と古川町の交流が縁で実現したイ

ベントであると私は確信しました。

また、今回の実行委員会の中心である飛騨市観光協会はじめ、古川祭保存会や市中の台組の人たちが一丸となって取り組まれたことに、あらためて敬意を表する次第でございます。

私が行った初日は約3,000人の来場者がありました。それから21、22、23はもっと多くのお客さんだということで、確か入場制限が2日ほどかかったというふうに聞いております。間もなく終わるわけですが、もうすでに5万人を超えているという話も聞いておりますが、おそらく8万人クリアはするのではないかと私自身は予測しております。

そこで問題は、イベントをただ一過性に終わるということではなくて、これから台湾からどうやって観光客を入れ込むかと。もっと言うと、実はもうその展示会場に来られた台湾の人たちは、もう具体的に古川に来ていらっしゃるのです。ということで、即効性のあるイベントだったと私は思いますので、どのようなインバウンド作戦を市として考えていらっしゃるのか具体的にお聞かせください。

それでは最後ですが、観光協会についてでございます。今回、台湾での古川祭展示会場の準備から展示装飾まで、会長の池田さんはじめ協会職員、市職員、そして祭保存会の皆さんは大変な頑張りをされました。それに対して、ここで敬意を表したいと思います。

昨年、私は3月議会で、飛騨市観光協会の移転はこの役所内ではなくて壱之町の空き店舗、具体的には野七さんの跡地ですけれども、あそこを活用したらどうかということで質問させていただいたわけですが、ここに入って約1年が経過しました。当然、観光客は土日、祭日が多いわけですが、残念ながら役所の玄関は閉まっています。そういう状況下の中で、この1年を振り返ってみて観光客目線に合わせた協会であったかどうか、あるいは観光客に満足いく対応ができたのでしょうか。また、問題はなかったのでしょうか。それともう一つは、結果、観光課が隣にあって、そういう意味ではコミュニケーション、普通に見たらとれているのではないかなと思うのですが、本当に同じフロアで、隣同士でコミュニケーションが良くなったのでしょうか。さらに職員お互いのモチベーション、やる気ですね、やる気が随分と上がったのかどうだったのか。そしてより一層、一体感が出たのか、これは私だけではなくて市民の方々も心配していらっしゃるのか、ぜひこの3点について教えてください。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

すみません。先ほどの地方創生につきまして、最後に野村議員のほうで答弁はらないということで終わったわけですが、今、飛騨市の取り組みにつきましては、決して他自治体と遅れているわけではございません。先ほど部長のほうから答弁

いたしましたように、私のほうで自らの人口減少対策実行プランを立て、そして第二次総合計画の後期計画を立て、皆さんにお示しをいたしました。今の総合戦略につきましても終期は同じということも、今答弁をさせていただきました。といいますのは、そういったプロジェクトチームを作るか作らないか前に、私のほうとしてはほとんどそういったものができているということで、私のほうとしては進んでいるというふうに理解しております。それで、プロジェクトチームを作ったとしても、やはり後期計画のそのものとまるっと違ったものができるわけでもございませんので、こういった人口減少対策プランとあわせて、当然ですけど作っていかねばならないというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。技術的なことにつきましては、副市長のほうから少しお話をさせていただきたいと思います。

□副市長（白川修平）

技術的な内容についてお答えをさせていただきます。先般、全員協議会でお示しをさせていただきました人口問題の対策プランをよく見ていただくと分かるわけですが、プロジェクトチームが作った課題のほかに、飛騨市を良くするためにいろんな課題を載せております。このチームにつきましては、昨年の春から始まっているわけですが、増田レポートが出る前から飛騨市の人口減少対策につきまして、現在の状態では立ち行かないことを前提に、他の自治体より先駆けてこの計画を始めたわけですが、先般、岐阜県知事に市長がお会いをさせていただいた折に、知事のほうから大変立派な計画ができたなというようなお褒めの言葉をいただいた、岐阜県の中で先行してこういうものを始めたということでございまして、他の自治体の共感といいますか評価を受けているところでございます。

それで、市の全体の考え方としましては、市の一番大きな計画は総合計画でございます。そして、人口問題の対策の計画は総合計画に位置付けられる下の計画だというふうに思っていますが、今回、国が示しました総合戦略の策定につきましては、この中間に位置する計画だというふうに思っておりますので、当然その人口減少対策の総合プランとして示したものを包括的に含めながら、さらにこれが今後5年間、国の補助金、いろんな補助金が増えになってくるわけでございますので、漏れのないように大きなプランにしたいということで、現在どのようなものが国の補助対象にいただけるのか、どういったものを最終的に国が望んでいるのかを見定めながら作業を進めているということでございますので、決して野村議員がおっしゃったように、他の自治体より遅れているわけではなくて、飛騨市が他の自治体より先駆けてこの問題に取り組んでいるという実情につきましては、ご理解をいただきたいというふうに思います。

◎議長（菅沼明彦）

観光についての答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは「観光」についてお答えをさせていただきます。まず、北陸・飛騨まつり街道のことについてでございますけれども、野村議員の質問の中でも触れられていますけれども、岐阜県では本年、世界遺産登録20周年を迎える白川郷・五箇山合掌造り集落、昨年の無形文化遺産に登録された本美濃紙、今年の世界農業遺産認定候補である清流・長良川の鮎、そして来年のユネスコ無形文化遺産を目指す大垣祭と高山祭と古川祭を観光誘客施策の柱とされました。そのため県の3月補正予算では、「清流の国ぎふ・ふるさと旅行券」事業として4億円分が発行されることとなり、岐阜県を訪れる観光の宿泊動機を誘導し、岐阜県域全体で消費喚起を促して外貨獲得を目指しておられます。

また北陸新幹線が開業する高岡市では、^{たかおかみくるまやま}高岡御車山会館を本年4月にオープンさせて、特に首都圏からの新規顧客獲得を目指しておられます。このように岐阜県や近隣自治体の動きがある中で、飛騨市でも「祭での連携」や「地酒ツーリズムでの連携」、「天生湿原と三湿原回廊など岐阜の宝ものでの連携」など、観光資源にテーマやストーリーを取り入れ、周辺自治体と連携した旅行商品づくりに努めて観光誘客の増加を図らなければならないと考えております。

その一部の事例ですが、一昨年の12月議会で野村議員に答弁をさせていただいた高山祭、高岡御車山祭と古川祭の「山・鉾・からくり屋台を巡る」旅行商品の造成につきましては、大手旅行社に開発をお願いしていたところ、今年4月から期間限定ではありますが、金沢、富山、古川を巡って信州松本方面に帰る首都圏向けプランとして売り出される予定でございます。

また、今回台湾で開催されている古川祭展覧会事業も観光庁のビジットジャパン事業として支援をいただき、古川祭をPRするだけでなく犬山祭、高山祭、高岡祭の山・鉾・屋台の祭行事を大型パネルで紹介して、昇龍道プロジェクトの動線として訪問してもらえるように海外誘客事業にも努めていきます。

さらに27年度には、天生湿原を経由する高山ー古川ー白川郷シャトルバス事業を初夏から秋のハイシーズンには毎日運行する計画を立てております。既存の広域連携の枠組みの中でも富山市、松本市、高山市、当市との4市で構成する「ぶり街道推進協議会」の会長を27年度からは飛騨市長が務めることとなり、同じく富山市、大町市、安曇野市、高山市等など7市で構成する「ジャパン・アルプス広域観光都市連携会議」の議長を飛騨市長が務めることとなりました。こうした広域連携を深めてストーリー性を確立する中で、飛騨市の存在感を露出していきたいと思っております。

なお、キャロライン・ケネディ大使との交流につきましては、飛騨市でも和服の似合う街おこしを民間の皆さまが活動されており、和ろうそくの三嶋屋さんや飛騨の大工の意匠・軒先の腕木の雲等日本文化や飛騨独特の文化を紹介できる土壌は大いにあると感じておりますので、議員のお力で実現されることになれば飛騨市のブランドアップとして大変喜ばしいことであるというふうに期待をしております。

次に、インバウンド対策についてですけれども、日本人の国内観光客が縮小する中で、

国が目指す2020年東京オリンピック開催までに2千万人の訪日観光客を高める施策に飛騨市が呼応していくためには、中華圏や東南アジアからの訪問を増やすばかりではなく、これからは欧米からの海外誘客にも重点を置かなければならないと考えています。

そこで、飛騨市のインバウンドにおける課題は3点あると思っています。1点目は受け入れ体制ができていないこと、2点目は多言語での情報発信と表記がなされていないこと、3点目は飛騨市に訪れてもらう商品化ができておらず外国に行っても商談ができないことであると思っています。これらの課題を解決するべく、今回上程した3月補正予算と当初予算の中で次の海外誘客事業を展開する予定でございます。

まず、1点目の受け入れ体制の向上のためには、外国人来訪に伴う窓口接客対応として中国語と英語を話すことのできる嘱託職員を雇用し、まちなか案内や旅館や飲食店等のメニュー表示の作成協力をしてもらうとともに、英会話能力を高めるためイギリス語学研修を含めた欧州観光市場調査研究を行う市職員を観光課に配置いたします。また、特に旅館業や飲食業に従事される方々に対する外国人おもてなし講座を開設して、国際マナーや会話能力を高めていただくことも進めてまいります。

2点目の多言語での情報発信については、ハードを含めた整備として外国人観光客のニーズが高い公衆無線LAN（フリースポット）を大横丁周辺や瀬戸川上流域まで広げるとともに、観光サイト「飛騨の旅」の台湾語での対応を行います。また、多言語表記を含めた街並みサイン計画を27年度に作成し、28年度に向けて順次、整備をしてまいります。

効果的な広告戦略として英語圏と中国語圏の旅雑誌に広告を掲出するとともに、世界最大級の旅行展であるツーリズムEXPOジャパンにも出展し、飛騨市をPRしてまいります。

また、外国で行う旅行業者向け商談会に事業者が出展する場合に、なるべく市職員を同行させ官民一体となって外国人誘客に努めたいと思いますし、イタリア・ミラノ万博への寒干し大根出展においても、飛騨市を大いにPRしていけるものと考えております。

3点目の外国旅行社に対する旅行商品の提示や商談では、「東京や名古屋の空港から電車で何時間かかる」とか「市内ホテルの食事の内容や値段はいくらです」あるいは「飛騨市で体験できたり見学できる所はここです」、「この季節には何がお勧めです」、「お土産には何があります」など、はっきりと示した実際の旅行プランを提示することが必要となっています。今回行った古川祭台湾展覧会事業でも早速の反応をいただきました。昨年、飛騨市へ来訪された台湾国営放送が4月に再度の取材と番組作成に来訪されること、台北市の高校が日本でいう修学旅行である教育旅行のルートとして、飛騨市訪問が急遽決まったとお聞きしております。しかしながら展覧会で商談に行っていた事業者は一社のみということで、せっかくのイベントが誘客に結びつかったという反省もあります。

このように外国でのイベント展開を契機にしながら実際に売れる旅行商品をしっかり

と作り、受入体制の充実と情報発信の強化を海外戦略の３点セットとして推進してまいります。

次に、飛騨市観光協会についてお答えします。

昨年４月から観光協会事務局が観光課とともに庁舎内で活動していることについては、政策総点検や行革での意見を受け、観光協会事務局の運営などの見直しを行うように答申されたこともあり、飛騨市の観光施策を官と民とが一体的に行うことで効率的に推進していくということを協会のほうで受け入れられた結果だと思っております。

４月以降、土、日、祝日の全てではありませんけれども、協会事務局職員の仕事を拝見しておりますけれども、事務所に出たり入ったり多忙さが伺われます。外での電話対応も多いように見受けられ、イベント行事があればなおさらで、逆に言えば外にいてもしっかりと対応されているという感じを受けてもいます。

観光課職員と観光協会職員がお互いにコミュニケーションを図る上で、お互いの事務や考え方を学び理解することが必要で、徐々に理解し合えてきたものと感じております。その一例が今回の台湾展覧会事業ではなかったかと思います。その他にもエコツーリズム事業の立ち上げや季節パンフレット、あるいは観光案内マップの作成でも職員はお互いに協力して事業を進めていると感じております。

なお、職員相互のモチベーションを高めることや働く意欲を高めることは、それぞれの業務を遂行する上でも大切なことなので、引き続き留意をしてみたいというふうに考えております。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○５番（野村勝憲）

ちょっといくつか再質問させていただきます。まず、ケネディ大使についてなんですけれども、私は可能性があるというふうに期待しております。と申しますのは、昨年なんですけれども、唐津のくんち祭りに祭保存会の人たちと一緒にやってまいりました。そのとき、ケネディ大使に現地でお会いしたんですけれども、そのときに私写真を撮りまして、これが写真なんですけれども、何とか４月１９、２０日の古川祭に来ていただけないかということでお手紙を差し上げましたら、１週間後にアメリカ大使館からお便りをいただきまして、要するにここだけではちょっと駄目なんですね。要するに、近くにケネディ大使が来られた、そういう用事があったときというような形でこの手紙を英文で頂いているんですけれども、そうしましたら全体のスケジュールの中で協議をしたという返事だったんですね。

しかし、その１週間後お電話いただきまして、大使館からですね、今年の１９、２０についてはちょっと調整ができませんでしたという話がありましたので、やはり面で、面でお迎えすると。例えば富山とか、高岡とか、あるいは高山市と一体となって連携してお迎えするのは、非常に私は可能性があるというふうに感じました。この旨を高山市長の國島さんにもお話ししまして、一緒にということで、私もぜひバックアップさせて

いただきたいというような話もございましたので、これは可能性があるということで、水上部長も前向きな答弁だったので、私としてもこれからも折を見てアプローチをしてまいりたいと思います。

それと２点目の台湾の件なんですけど、水上部長や清水課長は今回台湾のほうへお出かけされなかったですかね。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

今回については、部長、課長は行っておりません。どちらかというと若い職員が一生懸命頑張っている、それぞれの職域の中、それから見識も広めてもらいというような思いもありまして、それともう一つは起し太鼓ということで、それなりの格好もしていただかなければならないというようなことも含め、対応をさせていただいたつもりでございます。

○５番（野村勝憲）

若い人は非常に私も頑張ってみえるなという感じはしました。できれば、課長、部長はぜひ現場に入っていて、これからのインバウンドをどうやって、例えば民間の人たちとどうやって構築していくんだということを学んでいただきたいなと。私が、議長もそうだと思いますけど、行って思ったのは、やはり台北でも台中でも町の中は信号が多い。したがってバスも多い。それから歩行者が多い。それから自転車で回っているということで、例えば私先回も館山町と連携してバスのラッピングバスですね、ラッピングバスにボディ広告を出したらということを行いましたけれども、ぜひ、その辺もこれからの、特に台湾からのインバウンド作戦の一つとして考えていただけないかなと思いますが、いかがですか。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

先ほどのことも含めてのご質問かもしれませんが、職員からはいろいろとお聞きもしております。今の台湾での古川祭のことだけではなく、職員はいろいろと海外、特に台湾とのエージェント訪問ですとか行っておりますので、そうした状況も含め聞いている中で、台湾の市内の状況ですとか、台北なのか台中なのかいろんな場所もあると思いますけれども、そういった所の交通状況がどうなのかとか、それから景観がどうなのかとかといったこともあると思いますし、そういったことも含めながら一つの案としてお聞かせをいただきたいと思っておりますし、今回については先ほども申し上げましたけれども、台湾のほうについては一般向けの結構出回っている旅行誌がありますので、そうした方面でもしっかりと対策をしたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

□副市長（白川修平）

先ほど部長が答弁したことを再確認するわけでございますが、特に飛騨市のインバウ

ンド戦略につきましては、PRが十分に行われているけれども、実際お客様が飛騨市に入っていただいたときに、ここに泊まっていただけない、お金を使っていただくような仕組みづくりができていないというところに大きな課題があるかというふうに思っております。先ほど古くから民間の方がお付きをされて、台湾のほうとも長い間交流をさせていただきました。実際、合併前の古川町の職員、何人も台湾に行っているわけですが、これが高山のような大きなインバウンドといえますか、外国人の宿泊につながっていない最大の要因は何かと申しますと、この飛騨市の中の宿泊を含めたツアー造成がしっかりできていない、受け入れ態勢ができていないというところが大きな課題だというふうに思っております。今回の起し太鼓につきましても大変有意義なイベントだったというふうに思うわけですが、私のほうで望むことは、そうした大きなイベントを打てば打つほど、これを誘客につなげるためにもっと多くの事業者の方が行っていて、そして飛騨市に泊まっていただく、こういう商品を提供するんだというような二つの側面ができて初めてインバウンドにつながるわけですが、今、野村議員、個別のご提案を頂いているわけですが、その宣伝のところにつきましては部長が言いましたように、例えば雑誌のPRとかいろんなものを行っているわけですが、今強化しなければいけないのは、むしろ後者のほうですね、受け入れ態勢の強化だというふうに思っていますので、そうしたこともご理解をいただきたいというふうに思います。

○5番（野村勝憲）

今の白川副市長の回答は、2年前もあるいは去年も聞いております。問題は、要するに両輪で走りながら、整備のほうも受け入れ態勢のほうもやっていかないと。そうしたらいつそういう整備ができるんですか。

□副市長（白川修平）

野村議員に対しましては全員協議会を通じまして、外国人の宿泊者数の数字を具体的にお示しをしているというふうに思っております。外国人の宿泊者が昨年度は6割も増えたということを含めると、実際そういうような形が少しずつではありますけれども姿形になってきている。

ただ、お隣の高山とかと比べますとはるかに低い数字でございますので、もっと高みを目指して登らなければいけないわけですが、成果としては十分に出てきているというふうに思っております。

○5番（野村勝憲）

もっとやりたいんですけど、時間がちょっと差し迫っていますので、実は最近ちょっと耳にしたんですけども、観光協会の理事の方からお話を聞いております。飛騨市観光協会、現在、会長は池田さんでございますけれども、この3月15日付で会長を辞任されたいという話を聞いておりますが、私はせっかく今回官民一体で台湾が成功したこのときに、なぜ辞任されるのか。こういうことは行政サイドはご存じでしょうかね。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

お答えをしますが、協会のことについて行政側から、特に皆さまの人事についてはどうのこうのという見識を持つわけではございません。いろいろと世間の皆さまのことはあるかもしれませんが、私どもとしてはそのことに触れるつもりはございません。

○5番（野村勝憲）

要は、私が聞いているには3月13日に臨時理事会を開いて、そこで多分辞められるのではないかというふうに聞いているわけですが、やはりこういった問題もコミュニケーションの問題なのです。日頃からコミュニケーションをとってお互いが気持ちよく、特に台湾であれだけ官民一体で心をつにしてやられたわけですから、ぜひこれからその辺の配慮もお願いしたいと思います。

それでは最後でございますけれども、数河産廃について、これは大きな飛騨市のテーマになっております。このことについて質問をさせていただきます。

ご承知のように、昨年春から数河産廃処理場計画建設に反対の市民の運動に火がついてまいりました。

その第一弾が、5月13日に地元住民約100人が岐阜県庁周辺を絶対反対の抗議デモをして、2,020人の反対署名簿が提出されました。7月8日に第2弾が市民有志により2,620人、第3弾が9月16日に古川、河合、宮川町で集められた9,659人、そして今年に入り、1月20日に神岡町を中心にして集められた4,121人の反対署名が岐阜県知事に提出されております。今までの累計で約2万人弱となり、市民のほとんどが反対の意思表示をされております。

私も数河、末高、袈裟丸の、今日は傍聴に数河の池田区長さんも来ていらっしゃいますけれども、区長さんや役員さんらと一緒に、4回反対署名簿提出に立会いをしてまいりました。皆さん本当に真剣になって訴えておられました。

しかし、残念ながら岐阜県の回答は法令に基づいて審査をし、今後学識経験者とよく相談をして進めてまいりたいというのが大体回答でございました。

反対署名運動が飛騨市内を一巡したわけですが、産廃建設は絶対に造ってはないとの圧倒的な声に、私ども議会はもちろんですが、市と一体となってこれから具体的な行動で応えていかなければなりません。そこで、2点について質問をいたします。

まず1点目でございますが、昨年9月、私は議会で数河産廃反対運動についての対応について質問をいたしました。それに対し井上市長は、引き続き事業会社に計画の取り下げを要請し、さらに岐阜県知事にもいろいろな機会を通して専門家の指導を仰ぎながら危険性を訴えていくと回答されました。以来、半年が過ぎました。業者に対し、あるいは古田知事に対して具体的にどのように対応され、どのような専門家に指導を仰がれたのでしょうか質問いたします。

2点目でございますけれども、最近、地元住民の方から、産廃問題に詳しい弁護士さ

んはいらっしゃらないですかという問い合わせをいただいております。

また、2月5日でございますけれども、古川町の総合会館で市民と議会の意見交換会で、これからは専門の弁護士を雇ってでも本気度を出して、絶対に阻止してくださいという声が上がっております。この際、飛騨市として産廃問題に明るい、そして実績のある弁護士をアドバイザーに迎え、阻止活動を進めていったらどうでしょうか。質問いたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 柏木雅行 登壇〕

□環境水道部長（柏木雅行）

おはようございます。それでは、数河産廃についてお答えをいたします。

まず、原則論を申し上げますと、首長は、法律等の制限を受けず、政策論だけを持って意思決定を下すことができる政策もあれば、法律の縛りを受けて法解釈によって意思決定を下さなければならない場合もあります。最終的に知事が意思決定を下すこととなる産業廃棄物の建設計画は、後者であります。地元住民や市長がどれだけ反対をしても、反対理由に法律上の正当性が認められなければ、知事は許可を出すこととなります。

なぜならば、中津川市の例に見られるように、裁判になった際に知事の決定が覆るからであります。

したがって、地元住民が声を大にして反対を叫ぶことや、このことを知事に伝えることは大切なことではありますが、これだけではこの問題は解決しないことも事実であります。

そこで、市長がなさなければならないことは、知事が許可を下さない正当な理由を主張することです。そして、これまで説明したように、市長は考えられる理由はすべて主張してきました。現在は、市の主張に対して事業者が解決策や反論を検討している最中であり、事業者の主張が出るのを待っているところであります。このことを前提に、最初の質問についてお答えいたします。

事業計画者は、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例の規定により、岐阜県に事業計画書を提出しました。ご承知のとおり条例では、処理施設の設置のため申請などを行う前の手続として4つのステップを踏むこととなっております。

計画書が提出されてから現在まで、県においてステップ1の「事業計画書の審査」が行われておりますが、県と事業者のやり取りの内容は非公表であり、詳細は不明でございます。県は、委嘱している専門委員に計画書の写し等の各種資料を渡され、技術的な視点での意見等を徴取し、それを参考に事業者に、説明を求めることも含めた修正等の指示を行う等の作業を行っている段階であり、「事業計画書の審査」という段階にあることは昨年9月も現在も変わりありません。

ただし、審査作業は進められており、昨年１２月には大学教授等専門委員による会議が飛騨地域で開催されました。例年より早い時期の大量降雪のため現地視察はできなかったため、雪解けを待って行われると思われますが、専門委員が一堂に会しての会議は初めてです。

市職員等の傍聴も許されない非公開会議でしたが、それまでに市は県からの要請に応じ、市の意見書に関する資料を提出してきました。昨年１０月と１１月には事業計画地付近等の水道施設や井戸の位置図、付近の集落の状況、１２月には意見書の内容に関する市が意図した具体的内容、各種関係図面等です。さらに、技術的なことについては、土質等を専門とされ、環境分野にも携わっていらっしゃる大学教授に相談しております。

市は、この事業計画に対し、適切な調査を行って理にかなった根拠を示すよう求めており、納得できるまで厳正に対応する方針でございますので、今後、必要な段階になれば専門家のアドバイスを生かし対応したいと考えております。

続いて、２点目についてお答えいたします。

提出された事業計画を止めるためには、ただ単に反対するだけではいけないことは再三申し上げてまいりました。手続条例においては、具体的な理由などを述べる必要があります。したがって、技術的なことについては、その課題分野を専門とされる大学教授等に相談し、反対の根拠を明確にしながら対応したいと考えております。

また、法的なことにつきましては、顧問弁護士の法律事務所でも廃棄物に関する訴訟を手掛けられておりますので、状況をよく相談し、適切に対応してまいりたいと思います。

〔環境水道部長 柏木雅行 着席〕

○５番（野村勝憲）

大体想定した回答ですけれども、実は市民の人たちからの声は、「もう証明したんだから、できんでしょ」という声を多く聞くわけです。昨日も山下議員から、私たちの議員の任期も来年あと１年、市長も１年ということで１年を切ったわけなんですけれども、私はこの１年間で大切な私たちの責任ある行動だと思っております。

まず行政と議会が一体となって、もっと真剣に取り組まないと、という思いをしております。おそらくこれから第５弾の動きが想定されます。下流域の富山と一緒にやって反対運動が出てくるような気がいたします。やはりここで将来の子どもたちや孫たちに大きな課題を残さないために、絶対阻止をするんだというのが私たち世代の責務だと思いますが、市長はどのように思われますか。

△市長（井上久則）

この産廃につきましては、手続き上の話は野村議員よくご存じの上でお話をされているというふうに理解をしております。私たちのほうで先ほど言いましたように、岐阜県に示したあの内容は、総括しますと、あの位置でこの産廃というのは絶対に造ってはならないということでいろんな理由を付けて出しているわけでございますので、この考え

方はちっとも変わっておりませんし、そして私のほうで業者に対して、法律上何ら問題のない申請書に対して取り下げ請求をしたという、一歩も二歩も前へ進んだことをやったということにつきましては弁護士とも相談してやったわけですが、ちょっと入り過ぎではないかというような意見もあったわけですが、そこまで踏み込んだ反対運動をさせていただいている。そして議会も、皆さん全会一致で反対決議をされたということでございますので、このことにつきましては野村議員、地元の方にもよく話をされて、この産廃の手続き上はこういったことでやらなければならないんだということをしっかとお話をさせていただければ、今の行政の取り組みにつきましては、あの位置に絶対に産廃を作ってはならないという強い意志につきましては理解をいただけるというふうに思っておりますし、これからもその考え方は変わりません。

○5番（野村勝憲）

今言われた市長のことは、当然、地元の人たち、あるいは有志の人たちにも伝えてありますし、まず政治家として本気度を出してこれからも対応してまいりたいと思いますので、ぜひ市のほうも本気度を出して対応してもらいたいということを願って、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時59分 再開 午前11時05分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に17番 籠山恵美子君。なお、質問中説明資料の使用願がでておりますのでこれを許可いたします。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

お許しを頂きましたので早速2つの項目について質問いたします。

まず1つ目は、飛騨市の地方創生の政策を伺いたいと思います。国の地方創生、正式名称は「まち・ひと・しごと創生」ということですが、この緊急の予算措置を受け飛騨市も地域住民生活等緊急支援のための交付金等を活用して様々なソフト支援策が組まれています。国は2年前は地域の元気臨時交付金、そして1年前は「がんばる地域交付金」と特別な補正予算を組みましたが、いずれもハード事業に限定されておりました。

しかし、今回は原則ソフト事業を想定しており具体化する自治体の自由度もこれまで

と比べて随分高いと言えそうです。今議会の一般質問はやはりこの注目の地方創生に関する質問が多く、期待度も高いと思いますけれども私はあえてこの地方創生についても複眼的な視点で関連予算を論じたいと思います。国政の動向を見てもアベノミクスの波及効果が地方には相変わらず実感されておりませんにも関わらず、消費税の10%へのさらなる増税、社会保障の聖域なき見直し。これは医療や年金、介護等が如実であります。TPP 推進などが地方の衰退をさらに加速する元凶になっていることは明らかです。

そういう中で統一地方選挙が間近ですから、国も「地方創生」という総合戦略の目玉を提示しいわば、安部政権の人気取りもするのでしょう。

その証に、今自治体が一斉に関係者と共に具体化をはじめている地域活性化や少子化対策などは、多くがこの地方創世関連の国の財源を活用するものとなっています。

もちろん、地方に住む私たちは国の予算はしっかり活用し利用しますけれども、ここはやはり地に足をつけて、あまり浮かれずに本当に飛騨市の市民に求められているものは何なのかそれをしっかりと見つめ実現させていきたいと思っています。また、願っています。

それらは飛騨市にとってみますと言うまでもなく、市当局が常に発信している「市民がいつまでも安心して暮らせるまち」を目指しての対策ということになると思います。そこで、日常生活からみえるとても大切な次の二つの問題を二次総の後期計画でどう具体的に推進するのかこれは二次総の計画を見直ししても不明瞭ですので、市の今後の取り組みや市長の考えを伺いたいと思います。

まず一つ目は、高齢者の除雪、雪またじの問題です。高齢者の方々が安心して住めるには、特に冬の期間の生活援助が重要だと考えています。今年の冬は本当に大雪に見舞われました。私もこの冬は多くの相談を受けたり、また高齢者宅の除排雪のボランティアに市内あちこちを走りまわりました。除排雪の援助がいかに高齢者にとっていかに重要でその援助の適否によってそこに住み続けられるという居住が左右されることが明らかになってきています。

そこで、現在、試験的に小型除雪機がモデル地区に貸出しされています。この冬、随分活躍されたのではないかと思います、その利用状況などをどんなものであったか教えて頂きたいと思います。そして、また、このシステムは、大変高齢者特に女性など力のないのお宅ではこれで足元の雪を除排雪していもらうということで大変喜ばれました。このシステムを全市的に広げることによって、高齢者が冬でも安心して暮らせるよすがになると思います。ぜひ早急に尽力していただきたいと思っていますがいかがでしょうか。

また、二つ目は若者の住宅問題です。U・I ターンへの定住支援策を充実させるとともに大事なのは、現に飛騨市に生まれ、そして育って働いている若者の住宅問題をどう考えるかです。

市の「人口減少対策実行プラン」では、先日全員協議会で示されました。このプランでは、新規に住宅新築・購入支援策や、U・I ターン者だけでなく、すでに居住している新

婚世帯への家賃補助などが打ち出されておりまして、一定程度前進しているという感じはありましたけれども、やはりまだまだ非正規やそして県内でも低賃金のこの飛騨地域で働く若者には、これまでの家をもったら補助する、家を買ったら補助するというような「持ち家政策」による支援では適合しない現実があります。

ここに「若者の住宅問題」という冊子があるんですけども、これは、ホームレス支援を行う NPO 法人「ビッグイシュー基金」というところの住宅政策提案・検討委員会が昨年 12 月に発表した報告書です。この委員長は神戸大学大学院で生活空間計画を研究しておられる平山洋介教授です。

この報告書によると、以前の経済成長期の若者の多くは地方から大都市に移動し、アパートを借り、結婚し子どもを産み、やがて持ち家を確保するという人生のコースを歩むことを目標としていた。がんばればそれが現実可能だという側面があった。

しかし、現在は、未婚で低収入の、少なくない若者が、親との同居を続けざるを得ない、親元を離れたとしても重い家賃に苦しんでいるということが全国に表れ、そういうアンケートの回答が大変多かったとのこと。人生の最初の段階で「停滞」する状況に置かれている。このことが報告を作るに発見されたことだと教授が言ってみえます。

若者の貧困の結果、人生において自立できない環境に追いやられ、将来のための持ち家どころか、敷金礼金の高い初期費用や保証人が必要になる等、賃貸住宅でさえ大変ハードルが高くなっているということです。

飛騨に住む私たちも、このことが都市部でも地方でも共通した現代の若者の住宅事情だというのが、周りを見渡してもよくわかります。

飛騨市でも、特に神岡町の若者の市外流出が増えているという全員協議会での報告は、より収入を得るための就職事情のようですから、若者の住宅事情は貧困と無縁ではないように思います。

しかしそういうことをこのまま放置しては、結局よそから若者を招いても地元にいる若者たちが、安く便利な賃貸住宅を求めて市外へ流出してしまいかねない。こういうことも起きてしまいます。

若者向けの公営住宅を増やすことや、独身の若者をも対象とした家賃補助（U・I ターナー者のみでなく）は大変、急務であると考えます。市長の考えを伺いたいと思います。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 登壇〕

□基盤整備部長（川瀬智彦）

1 点目の小型除雪機貸与モデル事業についてお答えします。本事業は生活道路や共同施設等地域で実施している除雪に対して小型ロータリー除雪機を無償で貸与し市民との協同による除雪を行うことを目的とし平成 25 年度から施行しております。

これまで殿町連合区に貸し出しを行い、平成 25 年度は N T T から古川小学校 J R 側歩道までの区間において 6 回出動する中、特に問題なく実施することができました。

ただ、殿町連合区からは、燃料費を地元負担としていたため市で負担できないか。ま

た、通学での除雪であったため、早朝の１時間程度で行える範囲がよいのではとのご意見を頂きました。そこで、平成２６年度は、早朝の除雪作業としては１時間程度の作業を想定して延長を短縮し、除雪区間を古川小学校から市道貴船線歩道までの２５０メートルとして試行を行い、その際、燃料費につきましては、市の負担としました。今日現在の実績としましては６回出動する中、今年度は１度の降雪量が多く延長の２分の１としましたが、１時間半かかる日もありました。このことから、通学路の除雪に対しましては１台で２５０メートル程度が限界であるとの結果が得られました。今年度実施にあたり、殿町連合区では地域の中で独居老人宅への道路を関係者の要請により除雪する計画がなされましたが、結果としまして隣接者の共助で行われ実際には、要請はなく実施には至りませんでした。

この話から、来年度は地域で実施していく除雪範囲として高齢者世宅や空き家などで除雪の行われていない道路も対象として除雪時間に制約されない路線で有効性の検証を行いたいと考えております。

また、このような対象の道路があれば貸付台数を２台に増やして、今後その拡大を図っていけるのかを含め、市民との共同による除雪体制としての構築に向けた検証を進めてまいりたいと考えております。

続きまして２点目の飛騨市で生まれ育っている若者の住宅問題についてお答えします。

飛騨市からは市外への転出状況につきまして平成２５年岐阜県人口動態調査より、職業上を理由とした転出者が３５３人と最も多く、住宅事情を理由にした転出者数は３６名で職業上の理由を挙げた人の１０分の１であることから、住宅問題が市外への転出の要因となっているとは考えられません。

市では、現在住宅に困窮する低所得者向けに公営住宅を１５１戸管理しており、昨年６月時点の実入居戸数１４７戸のうち入居名義人の年齢区分を見ますと２０代、３０代の若い世代は、３９世帯でその割合は２６・５％とそれほど高くない状況にあります。

昨年度、将来にわたる公営住宅の供給目標数について国土交通省が示す考え方に基づき、推計をおこなったところです。その結果、市全体では平成３２年度末における住宅困窮による要支援世帯数６２世帯に対し過去５年間の公営住宅の退去実績から算定した供給可能戸数は１０６戸となり、理論上は現状の戸数で対応可能との結果を得ております。

次に中堅所得者向けとして現在特定公共賃貸住宅及び地域有料賃貸住宅を計１０３戸管理しており、最近では平成２１年４月に古川町諏訪田団地にＡ棟３０戸、平成２２年６月に神岡町昭和町団地１６戸の管理を新たに開始しているところでございます。

その際に、諏訪田団地では５戸、昭和町団地では４戸が市外民間アパートから移転入居されたという事実があり、一部関係者からは民間事業者の経営に影響を及ぼしたとの声を伺っております。

また、昨年の秋に市内の民間アパートの状況について住宅地図に基づき現地調査や不

不動産事業者への聞き取り等により確認を行ったところ、古川町では少なくとも335戸が存在し、内1割強の39戸が空室の状況でありました。以前、民間アパートが少なかった神岡町でも近年相次いで建設されており、現在は少なくとも78戸が存在しております。

これらは、古い住居を除き空き室が無い状況ですが、現在新たに本年6月入居開始予定の1棟6戸の建設が始まっております。

このように、飛騨市においては若者が低所得者向けの公営住宅に入居している割合は低く、また供給戸数については現状で対応可能とされている結果より、少子高齢化によるさらなる人口減少を見据え、将来、供給過剰とならないよう新たな建設については慎重にならざるを得ないと考えております。

また、中堅所得者向けの住宅について古川町においては民間アパートに空き室がある状況や、神岡町においては需要にみあった民間アパートの建設が行われている状況が見受けられることから民間供給とのバランスを考慮し民間事業者との競合は避けるべきであると考えております。

従いまして住宅事情が市外への転出の主因とはなっていないという統計からも市営住宅建設が若者の市外流出抑止のための有効な施策とは言い難く現段階では、低所得者向け、中堅所得者向け市営住宅の建設予定はございません。

次に、家賃補助につきましてはこれまで地元企業を中心とした労働者の定住者を目的とした商工政策としてウエルカムU・Iターン奨励金制度を実地してまいりましたが、雇用形態や業種等の制約があったことや高山市の類似制度と比較しても支援内容に優位性が無く、インパクトに欠けていました。

そこで、この制度を廃止して人口減少対策の観点から補助対象となる範囲を広げ平成27年度から新たに「飛騨市賃貸住宅家賃補助金制度」を創設することにしました。

この制度では、従来のU・Iターン者に加え、新たに市内新婚世帯を対象とすることとし、補助率を3分の1から2分の1に転入者の交付月額上限を15,000円から20,000円に、市内新婚世帯の交付月額上限は10,000円、交付期間は全て36ヶ月と従来の制度から大幅に拡充することとしています。

これにより、市内への若者世帯の更なる転入を促進し、新婚世帯の市外アパート等への流出を防止するとともに、市内民間アパート業界の活性化にも繋がることを期待するものでございます。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 着席〕

○17番（籠山恵美子）

まず、一つ目の高齢者の除排雪の支援の援助のことですが、実際に、この冬は私もいくつが高齢者の方から相談を頂いて、小型除雪機をモデル地区に貸し出していると担当の職員から聞きまして、行きましたら小型除雪機の貸し出しというシステムが地域にあるということを高齢者の方々が知らないんです。

職員は福祉的な観点で区長さんを通してまず相談していただいて使ってくださいというものでしたけれども、

そのことが知られていない、まさか小型除雪機が出動できるというか、それで助けてもらえるという情報さえないということが多かったです。

ですから実際には、6回の出動は大変少ないと思うんですね。本当はもっと活躍していいはずだと思います。古川町の町中は路地が多くてももちろん幹線道路はきれいにかいてくれますけども、高齢者は本当に路地を自分の家の前をかくことが大変なんですね。

特に最近の異常気象による大雪、豪雨もそうですけれどもそういう状態が続いていますので。今年の冬は、家の前が十分にかかれていないためにお天気の時に自転車を杖代わりに持ったお年寄りが自転車か滑って自転車ごと排水溝に落ちてしまいましたよ。そういう事故がありました。

やはり、高齢者にとってみると足場が斜めになっているか平らになっているか、若い人には些細なことかもしれませんが、本当にそれが命とり。生活しやすいかどうか大きくかわってきます。私は、せっかく貸し出している小型除雪機の数をもっと増やせるように。

それは地域と行政側との話し合いがとても大事なんじゃないかと思いますが、そのあたりの貸出しするにあたっての話し合い、どういうところに使っているのかとかそのようなことを話されたのでしょうか。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

ご質問にお答えします。今回の小型除雪機のモデル事業としましては高齢者の対応策ということではなくて全般的に生活道路や共同施設などの地域で実施している除雪について市民との共同によるそういう体制ができるかどうかということを実施させていただいている制度でございます。

基本的には、自助で行うところを共助で行えるような仕組みができないかというところの目的を達成するためにどのような地元での需要があるのかニーズがあるのかということを確認させて頂きたいということでこのような試行もさせていただいている。

今日、こういう意見を頂いたということも一つの地元のニーズということでございますので、それらも含めて来年度からの体制を考えて行きたいというふうに考えております。

○17番（籠山恵美子）

高齢者が安心して住み続けられるまちにどうすればいいのかという冬の問題。市長に伺いたいと思います。できれば神岡の方にもやはり、小さな路地がありますから一度モデル地域に指定して小型除雪機の貸し付けということでどれだけの成果がでるのかやってみたらいいと思います。

原則は、自助といってもそこができないから高齢者が困っているわけなので、小型除雪機で、かいはやることができたら、あるいは自主防災組織と連携して自主防災組織がそ

れを管理するというそういう形にして、災害というのは夏の雨とか地震だけではないですからね。冬の雪でも大きな豪雪災害になるわけですから。そういうところでも、高齢者が安心して住めるそのためにやれることは小型除雪機でもある。そのあたりの政策的は発展的な構想はお持ちではないでしょうか。市長に伺います。

△市長（井上久則）

高齢者の家の前の除雪とかこういったものにつきまして、私の近辺ではお互いに助け合っってそういった機械もたくさんあるものですから、そういう方が自ら行って除雪してくれているという現状が多くみられるわけでございます。このことにつきましては、区長会なり自治会の意見を参考にしながらまた、民生委員の方の意見を聞きながら今後に対応できることがあれば対応していきたいと思います。

いずれにいたしましても地域の皆様が助け合っていかなければこの貸し出しをしても何の意味もございませんので、こういったことも含めて今後の課題として取り組んで参りたいというふうに思っております。

○17番（籠山恵美子）

次に、二つ目の若者の住宅問題ですけれどもこれはですね私は現実もいろんな市民の方から聞こえてくる話と今の、部長が言われた数値に実際数字で表れてくるものの中には随分か隔離があるような気がします。

職業上の理由で市外へ転出すると。住宅事情が市外への転出要因でないとおっしゃいますけれども、つまり飛騨市にいても安価で本当に快適な住宅が得られれば、通勤することはいくらでも可能なんですよ。それがなかなか難しい。それから民間との競合ってことも心配されておりますけれども、まずそれよりも先に市内の低賃金の若者の居住をどうやって支えられるか。行政が考えるのはそちらが優先的な問題だと思うんですよ。

隣の長野県の小さな自治体なんかは独身向けの若者の住宅、それから新婚の住宅を公営たくさん造りましてその結果、少子化に歯止めを掛け、子どもを増やすことができていうという事例がいくつもあるんですよ。ですから、一度若い人たちに色んな場で話を聞いてみるとかアンケートをとってみるとかそういうことで、数字だけに表れない実態は一体どうなんだということを探って頂きたいと思います。

議会ではですね、総務委員会で12月17日にIターンUターンの方たちとの意見交換会を行いました。その議事録の中で、東京から移住された方がですね、こういっておられます。「住む場所は、やはり仕事もそうなんですけれども住む場所って結構重要な問題だなかなと思います。飛騨市は、私の感覚ですが家賃がかなり高い印象がある。ニーズがないから高くてもなんとかそれで出ていくのかもしれないのですが、やはりけっこういい値段がついてしまって、その家賃を払うためにこれだけ稼がなければいけない。ベースを上げないとやっていけなくなったりしてしまうんですよ。」とこうおっしゃっています。空き家の問題でも安価に貸してもらえようような仕組みができればいいのにな。というような感想を述べてみえます。東京から来た方も東京の大変、家賃が高いと思い

ますけれども、この飛騨の家賃が高いと。そりゃそうですよ。平均70,000ですよ。民間の家賃が。そういうところで、給料が130,000、150,000の若者が家賃を払ったら生活できませんよ。ですから、そういう独身の方でも安心して住めるという支援を飛騨市がしてこそ、ここは住みいいなと。ここで、お嫁さんをみつけようかなと。そうなるかどうかはわかりませんが。そうやって、若者たちが「いい我がふるさと」だな。と実感して下さると思うんですよね。そういうこともぜひ、参考にさせていただいて、これからまた十分な検討をお願いしたいと思ひまして、次に移ります。

福祉制度に関わる市民への責任を市はどう果たすのかということで質問致します。

最近、市から生活保護制度の行政ミスによる過支給分の返還を求められた市民の方から相談がありまして調査を致しました。大変、理不尽な問題であると私は、今実感しております。

この問題は議会のみなさんもお存知だと思います。昨年12月25日付で、各議員宛にFAXが届きました。「生活保護費の誤認定と過支給について」という報道機関向けの報告がそのまま私たちに送信されてきました。その概要といいますとこのようなものでした。

「飛騨市ではこのほど、飛騨市福祉事務所で取り扱っている生活保護事務に関し、生活保護費の内、障害者加算について誤った認定をしており、生活保護費が過支給となっていたことが判明しましたので、その事実と今後の対応について報告します」と。概要は、生活保護費の障害者加算の認定について、その判断は厚生労働省の基準によりますが飛騨市福祉事務所では12件5人について誤った認定をしていました。認定誤りとなった原因は、認定事由消滅の把握漏れが8件2人。認定事由に達しない状況で認定開始した者が4件3人でありました。

これについては、過支給の返還を求めることとし、既に当該者全員に直接説明をいたしました。という内容でありまして今後の再発防止策についても書いてあります。翌日ですねこの5人の内の1人の方から相談を頂きました。「市役所から払い過ぎたお金を返せと言ってきて困っている」ということでした。この方は遡って5年間分の過支給分92万1,460円の返還を求められておりました。

みなさんご存知だと思いますが、生活保護制度というのは、働いているかどうかに関わりなく生活に困った時、国民の誰もが受けられる最低生活の保障制度です。1950年（昭和25年）にできました。

生活苦や貧困、病気は個人の責任ではなく、政府の低賃金政策や貧しい健康、医療、福祉政策、労働政策、経済政策などの社会的原因によるものです。

生活保護法は、こうした社会的原因による生活苦から、国の責任で国民の生活を守ることを目的として作られました。

支給される生活保護費は漠然と金額が決まっているわけではありません。生活扶助、住宅扶助など8つの扶助のさまざまな加算から月々の支給額が決まってきます。

飛騨市のような寒冷地ですと冬には冬季加算がつきますし、障がいをお持ちになれば障害加算もつきます。

この相談者の場合、障害加算が過支給だったということでしたけれども、本人に手続き上の落ち度は全くありませんでした。

なぜ、こういう事態が発生したのか、他の4人の場合もそうですけれども、県や飛騨市の福祉課でこれまでの経緯を聞いたり、また書類を調べてみました。すると、過支給等という事態になった原因はむしろ行政側にあり、たまたま昨年、県の監査で事務処理上のミス指摘され判明したというものでした。

飛騨市の担当課は謝罪はするものの、過支給とみなした92万円は「分割でもいいから、返納することに同意して欲しい」この一点張りです。

今年1月からこの相談者の生活保護費からは容赦なく、障害加算費1万数千円が削られています。そのうえ、過支給とみなされた分の分割返済を求められる。こんな理不尽なことがまかり通るのでしょうか。

いったい現場の福祉制度の手続きの徹底、それから管理責任、そして何より市民への賠償責任はどうなっているのでしょうか。

私の元へこういう相談があった類似する問題はこれが初めてではありません。2年ほど前にも全くの行政側のミスで障がい者のひとり親家庭が70万円余の返還を求められたケースがありました。行政側はいつでもですね「再発防止に努める」とおっしゃいますけれども、結局責任をとるのは、何の落ち度のない市民でそして過ちが繰り返されています。

一体、飛騨市には行政に過ちがあった場合、市民への被害を防止するセーフティネットはないのでしょうか。できていませんね。これでは、市民は安心して福祉制度の利用ができません。

当事者の方々は職員が処分されることを望んでいるわけでもなく、むしろ市民にむごい負担をかけない方策を責任を持って考えて欲しい。こう望んでいます。

地方自治体の本旨である肝心な福祉の分野で、このように市民が苦しみような事態が繰り返され発生するのは、言語道断だと思います。市は責任をまっとうするマニュアルなど、賠償責任の方法など緊急に整備をすべきです。市長の見解をうかがいます。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、籠山議員ご質問の福祉制度に関わる市民への責任を市はどう果たすかについてお答えいたします。

議員が申されましたが、平成26年12月25日付で、報道関係に公表しました。

生活保護費の誤認定と過支給に関しまして福祉事務所長として大変申し訳なく改めて

お詫び申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

今後は、法令解釈、把握を徹底し適正な認定事務を行い、被保護者及び市民の皆様に対し信頼回復に努めてまいりたいと思います。この件につきましては、これも今ほど議員が述べられましたが、議員各位にも報告させていただきましたが、生活保護費の障害者加算の認定につきまして平成26年度生活保護法施行事務監査によりまして、加算誤りの指摘があったことを受け、過去のものについて自主点検を行いましたところ、5世帯5名について認定誤りがあることが分かりました。

このことによりまして過支給があった全ての被保護者の方に対しまして、事情をご説明をしそれぞれ厳しい生活状況であることは承知しておりますが、返還についてご理解を頂きますようお願いをさせていただきました。

返還件数は12件、返還金額は136万5,690円と大変多額な金額であり、分割返還を含め現在、対応させていただいております。

これまでの対応につきましても、県にご相談をしながら進めており、返還につきましても被保護者の現状を皆様にお聞きをし、毎月の返還額につきましても可能な額をご相談し、この額ならということでご負担頂ける額をお聞きし、負担をどれだけでも少なくなるよう対応をしておるところでございます。返還につきましては、生活保護法では過払いなど不適正な支出があった場合につきましては生活保護法の独自の規定を設けられています。被保護者側に原因があるものにつきましては保護法第78条、そうでない場合は、保護法第63条で返還を求めることとしています。

そして保護法における義務の内容につきましては「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額で返還しなければならない」とされております。

市といたしましては今回の返還の件につきましては、生活保護法の枠の中で適正に処理できているものと考えております。被保護者の方がこのことで生活が苦しくならないようにしっかりと対応してまいりたいと考えております。

今後も生活保護法の法律の基でこの生活保護行政に真摯に対応してまいりたいと思いますので、なにとぞよろしくお願いをいたします。

〔健康福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○17番（籠山恵美子）

こういう問題の場合はですね、いろんな条例にあると思うんですけどもその他、特例条文がありまして、その他市長が特に認めるものはいろんな免除ができるということがありますね。私は、特に生活保護の今回の事例のようなものは5名皆さんともに本人になんの落ち度もないんですから。それは、高度な政治判断できちんと対応する、負担を求めないそういうことができるはずなんです。

そういうことをやっている自治体が実際にあるんですね。この生活保護費というのは、最低生活の水準の金額でありますから、それがですよ、これまで貰えるものと思ってい

たものがこれからは月々1万数千円少なくなる。そのうえ溜まった過支給分を返してくれということになりましたらですね、この相談者の場合はこの担当課としてはですね、今の担当課に責任はないんですけど、もっと過去の問題ですから。だけれども、担当課の方で試算したのは月々3,000円ずつ、30数年かけて返してくれということなんですよ。

前の児童扶養手当の問題はですね、これはとても返せないということで受験生を抱えていましたし、その一人親の方は障がい者でしたから、返せないと言ったら、1,000円でもいいから返してくれと。そしたらは50数年間ですよ。それでもいいという行政のやり方ですね。これ、本当にむごい。理不尽だと思います。市長に伺いますけれども、例えば職員が勤務中に交通事故を起しました。市役所はみんなで保険に入っているでしょうけれども、例え相手の方に何割かの過失があってもほとんど100%市の保険で対応していますね。そうやって職員を守り、相手の方も守っていますね。

私は、相談者の方たちもそうですけれども、職員を処分しろなんて思っておりません。そりゃ、誤りはあると思います。職員は何年かごとに変わるんですから。ですけれども、そういう間違いがあるということを前提に特にこの福祉の分野では、その本人が故意に自分が障がいがあるなしを隠してもらっていたとか、そういうことでなければ行政側のミスなら、それは負担を強いるべきではないと思うんですよ。そういうようなことができるきちんとした対策、マニュアル、あるいはその為の基金を作ってもいいと思いますよ。そういうことが出来るはずなんですね。

例えば税務関係でですね相手からとりすぎた。あるいは、相手に返さなければならない、市民へ返さなければならないということが起きた時に予備費で対応しているというではありませんか。やろうと思えばできるんですよ。ましてやこういう方々ですよ。それを要するに自分に落ち度がないのに病気をして大変な思いで生活保護を受けているのに借金を背負ってしまうことになるんですよ。そんな馬鹿なことがありますか。こういうのを「しょうがないんだ。63条だ78条だ」と言っていますけれども、63条は故意にそういうことがあった場合の返還を命じているんですよ。そうじゃないんですから。市側のミスなんですから。このあたりは、ぜひちゃんとした高度な政治判断が求められると思います。いかがですか。

△市長（井上久則）

今ほど、部長のほうで申されましたように、こういうあつてはならないことが起きたということでございます。これからはこういったことが絶対に起きないように職員間でしっかり研修を重ねてですね、間違いなくする。間違っただうするでなしに、間違いのないことにするというのが私たち職員の責務だと思っておりますのでそういうことに力を入れて行きたいと思っております。

現在起きましたことにつきましては、今の生活保護法の中でお願いをしているわけでございます。今の時点では、お願いをしながら少しでも返還を頂くということでござい

ますので、この辺につきましてはご理解を頂きたいと思います。今後につきましては、今ほど言いましたようにこういったことが二度と起きないように職員間でしっかりしていきたいということでございます。

○17番（籠山恵美子）

私に相談があったのはこの2つの事例ですけれども、もしかしたらいろいろあるのではないですか。これまで。だけれども、その都度二度とそういうことが無いようにということを言っているけれども起きてしまうんですよ。起きてしまったことはしょうがないと思いますよ。だけれど、その時に落ち度のない市民に負担をかけるなというそういうことなんですよ。ここをどう考えるかなんですね。この方々はですね、そういう障がいを持っているものですからこの問題が起きた時に体調を崩してしまいましたよ。一時そういうことがありました。本当にこういう、なんていうんでしょうかね。「これから起きないようにする。じゃあ、今までの勘弁してくれよ」では済まない問題なんですよ。この返還を求めているお金、私、県に聞きましたよ。このお金はどこに行くんですかと。そしたら県としては、市にこの事例はおかしいよと加算がつかないよと指摘をただけで、後は市の判断だと言うんですよ。

市がそのお金は市に入ると言うんですね。担当課の方では、「そんなはずはない。国に行くんだと思います」と言っていましたけれども。それは、県に確認してください。私は、何度も確認したんですから。県にあげるんでもない市でもらうと。だったら市がもらわなければいいじゃないですか。市の落ち度でこういうことが起きたんですから。こういうことが絶対起きないようにするといっても無理だと思います。職員が変わるんですから。ですから、その為のセーフティネットをきちんと用意しておく。このことが大事だと思うんですよ。要綱でもなんでもいいんですよ。そういうことをやはり作るべきだと思います。いかがですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長 白川修平

この件につきましては、部長が申し上げましたように生活保護費につきましては国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1というような負担になっておりますので、私が報告を受けている限りではこの過払い分につきましては当然、国・県の返還請求があるものと理解しております。そのうえでございますが、先ほど籠山議員がご指摘になられましたように、誤りがあって過払いをしたものにつきまして当然、返還につきまして負担を生ずることは当然のことだというふうに思っております。しかしながら、職員のミスだから受け取らなくていいのか、それが市民の間で公平なのかというような議論が起きるわけでございます。

従いましてこの議論につきましては当然、返還をしていただく枠組みの中で、返還をしていただく方にいかに負担が無いようにしていただくかという仕組み作りが大切だと

いうふうに思っていますので、このことにつきましてはどのような形で返還をしていくかということを前提にしながらもう一度、仕組み作りにつきまして考えて行きたいというふうに思います。

○17番（籠山恵美子）

そこは、大問題だと思うんですね。国への返還が求められるということが間違いないのであれば、予備費でもなんでも市が賠償したらいいじゃないですか。当事者に負担させることないですよ。なんの落ち度もないのですから。そうやって責任を果たすのが行政の公務員の責任なんじゃないんですか。

例えば、他の県では返還を求められた生活保護者の事例の時に、過支給分の返還額は明確に出ているけれども、もし、その方が最低水準の生活保護費の中から月々返還をするということになれば、その方が生活保護から脱する。自立の助長を妨げるということで、市長の特例で免除になっていますよ。こういうような高度な政治判断をしているそんな自治体があるんですよ。当然だと思いますよ。当事者にそういう落ち度がなければ。そういうことができないで、なんで市民を守ることができますか。いかがですか。

△市長（井上久則）

先ほど、部長が話をしましたように過払いを受け取られた方にうちのほうから出向いてお話をし、そして、払える限度で支払いをしていただくということで、進めておりますので、そのことで、籠山議員が言われるように間違っただけだから、それは後は市が責任を持ちなさいというようなことについては、いろいろなケースがございますので、今のところ考えられないというのが現状でございます。

それで、お願いをしながら最低限の払える範囲で戻していただくということで力を入れておりますので、この辺のところ、ご理解を頂きたいと思います。

○17番（籠山恵美子）

私は、こういうところにやっぱり、なんだかんだいいこと言っても本質がでてくと思うんですね。福祉の分野だから。これは、みなさんの税金であなたにほどこしてやってるんだから。いろいろ間違いがあっても申し訳なかったけれども返してくださいね。こういう弱者に冷たい策ですよ。そういうふうには受け取れません。ですからこの問題、ご本人は勇気を出して不服申し立てを県にいたしました。その結果がどうなるかが分かりませんが。裁判になるかもしれません。ですけど、そんなことになる前に行政がきちんとすべきだと思っております。以上です。

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時55分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に2番、中嶋国則君。なお、質問中説明資料の使用願がでておりますのでこれを許可いたします。

〔6番 中嶋国則 登壇〕

○2番（中嶋国則）

議長のお許しをいただきましたので、早速、質問に入ります。

私は、ふるさと納税推進こそが飛騨市の危機を救う特効薬であると確信しています。

特効薬である「ふるさと応援寄付金」をもっと市民の力をお借りして一大運動にする以外に道はないと考えます。都会に住んでおられる飛騨市出身者やその家族・親戚・友人に飛騨市を応援していただくよう今まで以上に、もっと運動をスタートさせるべきだと思います。

ふるさと納税に関心のない方もありますので、簡単にこの制度について説明させていただきます。

ふるさと納税とは、税金ではありません。実態は「応援したい市町村や県への寄付」であります。

寄付することにより、税金が戻り、寄付した自治体からお礼に豪華な特産品が届き、寄付する人にとっては、得した気分になるありがたい制度です。インターネットで調べますと、寄付金によりどのくらい得した気分になれるのか。税金がいくら戻ってくるのかがわかる目安がでています。

大まかな目安の一例を紹介します。年間の給与収入が500万円ある方で、夫婦と子ども2人の4人家族の場合、応援したい町に2万2,000円寄付した場合、税金が2万円戻ってきます。寄付した町から、1万円の豪華な特産品が送られてくる市町村が人気を呼んでいます。1万円の特産品から税金が控除されなかった2,000円を差し引くと8,000円得するということになります。さらに応援したい市町村の力になれた満足感に浸ることができます。寄付金の使い道は、寄付者の意思を尊重して使われます。

さて、税金という言葉にアレルギーを持つ人もあり、ふるさと納税制度を利用される人は、案外少ないようです。総務省が公表しました、ふるさと納税にかかる寄付金実績は、2年前の平成24年の1月から12月までの寄付による確定申告をした人は、最も多いのがやはり東京都で2万2,452人、神奈川県1万1,293人、大阪府9,187人の順番になっています。全国を合計しますと10万6,446人の方が確定申告をされています。

このように都会に住んでいる人がふるさとを応援する気持ちになり、寄付金の合計は、平成24年度で130億1,127万8,000円です。26年度につきましては、寄

付申込み者は、ネットによりますと述べ100万人を超えているようでございます。

マスコミが大々的に取り上げた結果、この2年間で爆発的に増えています。

冒頭に、ふるさと応援寄付金が飛騨市の危機を救う特効薬と言いましたが、飛騨市が損することは全くありません。ノーリスク、ハイリターンなのです。お礼の品物が地元産業の活性化につながり、市の予算の赤字解消の切り札の財源になることは間違いないと思います。まさに飛騨市創生なのです。

井上市長が昨年、市内数ヶ所において開催された「市政懇談会」において、飛騨市の財政は、2年後の平成29年度から赤字に転落すると財政危機を説明されています。長期財政見通しでは、平成31年度には、赤字が8億4,000万円になり、平成34年度には、さらに赤字が膨らみ、11億4,000万円になると市長は議会に報告されています。この赤字を埋める方法は、ふるさと納税推進しかないと思います。

お手元に配布しました資料1をご覧くださいと思います。ふるさと納税額の全国1位から10位までの自治体を掲載したものでございます。

1位は長崎県平戸市、12億8,000万円ほど、人口が3万2,252人です。お礼として特産品等の種類は87種類から金額に応じて選ぶことができます。2位が佐賀県玄海町、寄付金9億3,200万円余り、人口5,994人、特産等の種類47種類。3位北海道上士幌町、寄付金9億1,000万円余り、人口4,944人、特産品等の種類43種類。4位、宮崎県綾町、寄付金8億3,000万円余り、人口7,323人、特産品の種類67種類。以下、5位から10位までの説明は省略いたしますけれども、お手元のように、やはり田舎の過疎の町が多いのが特徴でございます。

10位の泉佐野市だけが大阪府にあるということで都会にあるわけでございます。10位の泉佐野市までは3億9,000万ということで、9億から8億、5億、4億という状況でございます。ただし書きとして、集計は暫定とありますけれどもこれは日本全国に1,800ほどの自治体がございますけれども1,800の自治体を全て調査したわけではないということで25年、26年の寄付金状況を約30の自治体を調査して10位に入りそうなところを市役所の担当課に直接聞いて調べたというものでありまして、ほぼ確定金額ですし、順位も変動がないと思われます。参考までに、岐阜県のトップは、各務原市であります。寄付金額は、約2億6,000万円。ここは、直接担当課に電話したところ、寄付金の件数、1万8000件ということでございます。

飛騨市につきましては、1,709万円でございます。お礼等特産品の種類はわずか8種類ということで、上位1位から10位、あるいは各務原市を見ますと、多いところでは100種類以上、80、60大変多い種類で寄付者の希望により特産品が送られているところでございます。

資料にはございませんけれども、寄付金に対する還元率、お礼の金額の割合といいますのは、この上位にくるところは、大体5割以上となっております。飛騨市の場合とは相当の開きがあるということが言えます。参考までに申し上げますと、飛騨市に3万

円以上寄付した方につきましては1万円相当ということで、4万円でも5万円でも1万円相当という現状でございます。

なんとか、この辺をもう少し還元率の割合を上げていただきたいと思うものであります。

その中で、各務原市の特徴でございますけれども宝島社が発行しております別冊「宝島のふるさと納税完全ランキング2015」というこういう雑誌をみますと各務原市のことがカラー刷りででております。

こういうところがございますけれども、ブランド牛のベスト1位から13位までありまして、堂々ベスト1位ということで各務原市が但馬牛、近江牛、米沢牛、その他宮崎牛そういったところを押さえまして1位に輝いております。これをよく見ますと飛騨牛A5等級最上級の肉を提供しておるというところで、ここにありますのはすき焼き用250グラムということで、1位のA5等級が最等ランクということでありまして、この雑誌でいきますと全国1位になったというものであります。

また、中をよく見ますと各務原市のホームページを覗いたんですけれども、特に一番の売れ筋というのは肉類でございます、今ほど言いました飛騨牛のA5等級これにつきましてはステーキ用であるとか、焼き肉用、すき焼き用、そして豚肉の美濃ヘルシーポーク、飛騨牛とヘルシーポークセットなど肉のメニューが8種類ございます。

飛騨市は1種類だけということでございます。これでは、とても他の市町村には太刀打ちができないというところでございます。

資料2をご覧頂きたいと思います。資料2につきましては長崎県平戸市のホームページからとったものでございます。その1ページ目を見ていただきますと、1万円以上の寄付でもらえるものが1枚目と2枚目に掲げてございます。特にポイントとしましては、1枚目でございますけれどもここは、ポイント制度を採用しております。全国にポイント制度を採用しているところは何カ所がございますけれども、それを申し上げますと1万円寄付した場合には、4,000円にあたる4,000ポイントが付与されます。2万円ですと、8,000円にあたる8,000ポイントということで、そのポイントの還元率は4割でございます。ですから10万円未満までは4割付与されるということでございますし、お手元の資料にありますように10万円から50万円未満が45%の還元ということでございます。50万円以上につきましては、50%の還元ということになっております。

1枚目の下のポイントの取り扱い注意事項が大変貴重といいますか大きい特典でございます。読み上げますと、ポイントは、使用せずに積立てることが出来ます。寄付は年内に何度でもオーケーです。寄付する度にポイントが与えられます。特典のご注文はお中元やお歳暮などの贈答品としてご利用いただけます。ポイントの期限はありません。と注文した後、余ったポイントは自動的に積立てされ、次回の寄付の時に合わせて利用できるということになっております。

2枚目をご覧に頂きたいんですけども、1万円では4,000ポイントまで与えられるわけですが、ご覧いただくと左上からですが3,000ポイント3,500ポイント2,000ポイント。そういった、4,000ポイント以下の特産品がございます。酒なんかも焼酎であるとか生酒であるとかこの1万円から2万円でも酒の種類が4種類ほどございます。

続きまして3枚目でございますけれども2万円以上の寄付でもらえるものでございます。これですと40%ですから8,000ポイントまで与えられるわけですが、それ見ますと8,000ポイントの品物は1種類しかございません。右側の75番の8,000ポイントがひとつあります。後は5,000ポイントであるとか6,000ポイントであるとか7,000ポイントということでございます。ですから、このポイント制度というのは8,000ポイントまで貰えるわけですが、2万円の場合。利用される方は、5,000ポイント6,000ポイント7,000ポイントという方が種類も多ございますので、最終的に還元率を見ますと平均的では40%あるんですけども、25%ぐらいになるというのが平戸市役所の担当者のお話でございます。そんなことで、平戸市役所の例を終わります。

平戸市の場合、このシステムを考案したのが一人の市職員で職員自らがホームページを作ったということがテレビで放映されました。私もそれを見ておりまして大変大きな反響がありました。ぜひこういったポイント制度を飛騨市においても検討していただきたいと思うところでございます。

飛騨市も工夫次第では、平戸市のように10億円も夢ではないと。実現できる可能性がたくさんあると思います。先ほど、説明いたしました、まず、筆頭にあがるものは、飛騨牛だと思います。これをやはりメニューを各務原市のように8種類、10種類増やすことが可能だと思います。岐阜県のブランドである飛騨牛をまず、飛騨市の種類を多くしてぜひ、検討していただきたいなと思うところでございます。特に寄付者にとって人気があるのが先ほどの雑誌等にも載っておるんですけども、1番人気は肉類、そして海産物、米、野菜等でございます。そういったものを見ます時に飛騨牛であるとか、米は飛騨市にもおいしい米ができますし、野菜につきましてはトマト、ホウレンソウ、シイタケ等こういった農産物等をやはり、ホームページに載せて寄付を少しでも募るようなそういった手段にしていきたいなと思うところであります。

それからそれ以外の方法論といいますかそれにつきましては温泉と自然観光をセットにした宿泊プランを特産物以外としてホームページに載せていただきたいなと思うところでございます。

例えていいますと、とらふぐ料理のペア宿泊券であるとか、薬草料理付ペア宿泊券、河ふぐ料理付ペア宿泊券、などいろいろ考えられます。

また、今マウンテンバイクが非常に多くなってきました難しいかもしれませんが、宿泊プラスマウンテンバイク乗車券とかあるいは、天生湿原のガイド付案内券、冬には、

流葉地域のスノーシュー体験やスキー場リフト券プラス温泉宿泊等、河合スキー場におきましてもスキー場とホテル希古里の温泉をセットにしたそういった企画など、たくさん考えられると思います。これにつきましては、私、直接、旅館組合の柴田組合長さんをはじめ旅館やホテルの経営者の方々を訪問しまして、私の考えを述べ、また、旅館の経営者の方の意見をお聞きしましたところ、やれないことはない。ぜひ、そういう他の市町村でやっているならば、ぜひ飛騨市でもやっていただきたい。それが飛騨市の活性化につながることは間違いないし、観光客誘致に非常に大きな材料となるというようなお話をいただきました。

繰り返しになりますけれども「岐阜県の宝もの」に認定された、三湿原回廊、天生湿原、池ヶ原湿原、洞戸湿原を売り出す方策としても滞在型観光プランをプロジェクトチームにより検討してスピード感を持って取り組んでいただきたいと思うところであります。

質問通告書にもありますように寄付金は、何度でも受付けて、その度ごとにお礼をする制度に改正をしていただきたいと思います。この寄付金は何度でもオーケーというのは、今すぐできることです。ですから期待できる答弁かなと思っております。

そして、まつり会館、それから匠文化会館が赤字だということを聞いております。やはり今、申しあげましたようにペア宿泊券プラスまつり会館と匠文化館の入館券のセットというようなことも考えられます。

北海道の上士幌町の話題を少しお話させていただきます。今年の2月1日に、東京都内において4万人以上の寄付者あった北海道上士幌町は都内の有名ホテルにおきまして1,000人を招待し、感謝祭を行ったというニュースがありますがご存知でしょうか。

感謝祭での上士幌町の竹中町長のコメントがネットにありましたので紹介をいたします。「人口5千人に達しないが、4万人以上の寄付者がわが町を応援してくれる。寄付金は教育などに役立てたい。感謝祭の費用は、約950万円で、寄付金で賄った。特産品は、寄付金額の約半分、送料もかかるけれども、町への定住に関心を示したり、特産品を寄付者が新たに購入するなど寄付額以上の効果がある」と話しておられます。飛騨市より人口の少ない、佐賀県玄海町、宮崎県綾町も頑張っておみえになります。

そういった寄付金上位の町では、「ふるさと納税は、地場産業の活性化につながっており経済効果が大きい」と報告をされています。

最後2点ほど申し上げたいと思います。

ふるさと納税担当職員が秘書係と兼務の状況では、私の提案するふるさと納税推進事業は不可能だと思います。飛騨市創生のために、赤字脱却のために職員をぜひ専任化にしていきたいと思います。飛騨市創生は、これしかありません。スピード感を持ってふるさと納税推進に取り組む姿勢をみせて頂きたいと思います。

最後に、寄付金により庁舎東側の屋上に太陽光発電の設備を設置して、エコ発電に取り組む飛騨市を寄付者に発信報告すれば、飛騨市のアピールとともに飛騨市応援団になっ

ていただけるのではと思いますが市長の考えを伺います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、ふるさと納税推進についてお答えいたします。

市ではふるさと納税に対しまして飛騨市特産品のお返しを平成26年度より開始し、本年1月末現在で403件、1,717万4,000円の寄付を市外の皆様から頂いております。

飛騨牛をはじめとし、市内事業者の特産品をバランスよく選別し、来年度においてはクレジットカードによる決済を可能とし、ふるさと納税の手続きの簡素化を計画しております。

ふるさと納税は、自分が生まれ育った地域や教育を受けた地域、両親の出身地など幼少期の自然体験の舞台となった地域などにお世話になったふるさとに恩返しをしたいという思いを活かすことを基本思想に寄付金税制として始まっております。

ところが、現在では、特産品のお取り寄せが主流となっており、多額のふるさと納税を集めている自治体がマスコミにより大きく報道されていますが、ふるさと納税の位置づけとしましては、飛騨市にゆかりのある方にふるさととの繋がりを持ち続けて頂きたい。飛騨市の固定ファン。毎年、寄付していただくファンを増やしたく、特産品のお礼はそのきっかけづくり。他市と比較しそれほど劣らないお返しを揃えていると考えています。

その点を踏まえたくて議員の質問に答えさせていただきます。

はじめに1点目のふるさと応援寄付金に対するお礼の金額および特産品の種類を増やすべきではについてお答えいたします。

お礼の金額につきましては一度引き上げると、元に戻しにくいためにはよく検討していきたいと考えております。特産品の種類を増やすことは3点目のお中元、お歳暮などの贈答品の利用。4点目の食品以外のお礼の実施を。6点目のお礼としてペア宿泊券プラス飛騨市滞在型プランの提供に関連し、食品以外のお礼を含めて検討してまいりたいと思っております。

特に宿泊プランのご提案は、飛騨市においでいただくことにより、飛騨市を好きになってそのつながりを増やしていただくことができるものと考えております。

次に2点目の寄付金は年内に何度でも受けて、その度にお礼をする制度に改正すべきについては、ご提案のとおり実施していきたいと思っております。

5点目のポイントカタログ制度の導入については、導入自治体の状況と比較して利用者数の数、その品数種類が豊富であり、さらにその事業者を取りまとめる基盤が必要となります。現在の飛騨市においては、その環境が整うに至っておりません。まだ、納税

者のポイント管理が必要となり現在の体制では困難と考えております。

2点目の選任化は現在考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

8点目の寄付金により西庁舎東側の屋上に設置した太陽光発電についてお答えいたします。市の庁舎における太陽光発電については西庁舎建設に合わせて屋上ではなく400平方メートルに事業費約1,900万円で整備し、西庁舎の年間使用電力の約3%を賄っております。西庁舎に限って言えば、費用対効果は大変厳しい状況になっております。本庁舎屋上に太陽光発電施設を設置することにつきましては、庁舎の構造上の問題や費用対効果などいくつかの課題を整理する必要があります。

特に固定買取り価格の引下げや本年のような大雪などを考慮すると難しいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

○2番（中嶋国則）

市長から答弁をしていただけるかなと期待をしておったんですが、がっかりをいたしました。総務部長から答弁がありましたけれども、2、3突っ込んだ質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1点は、このふるさと応援寄付金制度につきましては、国は今、勧めているところでございます。ご承知のように今の、国会において、倍額の控除ができる法律を出しております、これはおそらく通るといようなことがネットにも出ておりますし、ご承知かと思います。そうなった場合にどういう利点があるかと言いますと、今まで3万円寄付された方が、その倍の6万円寄付するということができるわけでございます。そういったことは、国が勧めておるということに対して、寄付金について何度も受け付けることはオーケーだということですが、これで寄付者が増えるかといいますと、私は増えないと思います。なぜならば先ほども質問の中で申し上げましたけれども、ほとんどの市町村では、具体的に申し上げますと1万円寄付した場合には5,000円。2万円寄付した場合には、1万円。3万円寄付した場合には15,000円ですか。例えていいますとそういったお礼の仕方をしているんですね。そうすると飛騨市に寄付された方は、3万円の方とか1万円の方が多ございます。

これは、「広報ひだ」に載っておるわけなんですけれども、そういった場合にはやはり冒頭にも申し上げましたけれども、どのくらい徳なのかという、そういう心理が働きますので、やはり高額金額を、ある程度、還元率の割合を増やさないと飛騨市の寄付金はまず増えないということでございます。目の前にうまくいけば億という単位で飛騨市の有力な一般財源となるそういった応援寄付金、そしてまた、寄付金があれば飛騨市内の特産品が売れていくと。

同じことを申し上げましたけれども、飛騨市内の地場産業の活性化、そしてまた観光対策としても宿泊されたり、飛騨市へ訪問していただけると。こういったことを政府が推進しているにも関わらず、井上市長は消極的な姿勢で金額は増やさないんだと。こう

いうことは本当、言葉が悪いですがけれども何もしないということで、みすみすその財源を獲得できることをやらないんだということで、大変残念な思いをいたしております。

このことにつきまして井上市長の答弁をぜひお願いをいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

最初に申し上げておきますけれども、この質問に対する回答につきましては、こちら側から誰がしゃべってもですね市の立場上で話しておるわけですので、誰が答弁するかはうちのほうに任せていただきたいというふうに思っております。

また、ふるさと納税の金額につきましては、現在そういった考えでおるということでございますので、これから状況を見ながら検討をしていきますけれども、今の時点では変更するつもりはございません。

○２番（中嶋国則）

今、変更するつもりはないということでしたけれども、なんとかですね飛騨市の財政危機を乗り切るためにお考えを改めて頂くことを切に望みまして私の質問を終わらせて頂きます。

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後１時３５分 再開 午後１時３６分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に１２番、谷口充希子君。なお、質問中説明資料の使用願がでておりますのでこれを許可いたします。

〔１２番 谷口充希子 登壇〕

○１２番（谷口充希子）

議長のお許しをいただきましたので、大きく３点について質問させていただきます。

１点目は、地方創生についてでございますけれども、この地方創生については、昨日と今日の午前中４名の方が質問されまして、私で５人目でございますが、また違った観点から質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

日本創成会議の提言書によりますと、全国で８９６の自治体が消滅するものとの試算結果が公表され、飛騨市もその中に含まれております。そのことを受け、国は、「まち・

ひと・しごと創生」本部を立ち上げました。国が地方創生元年と位置づけられたことにより、市の新年度予算は、対前年度比6・5%増の積極的なものとなり、明るい未来が予想されるところです。大変うれしい飛騨市となることが予定されております。

そこで、まち・ひと・しごとについて、市長の方針にありますようにシルバー世代の生きがいがづくりが三本柱のひとつになっておりますので、考えをお尋ねいたします。

1点目、「まち」について。古川の町はとてもきれいと観光客の人に私は、今まで3度は尋ねられております。なんか、行事があるんですか。というふうに聞かれております。いや、ふつうで何も平日もこのようにきれいなんですと言うと、大変、驚かれる様子が目に見えております。その古川町も含めまして市内全域において、大変、空き家が多くなっており、特に神岡町、古川町の市街地は閑散としております。

町をシャッター街にしないように、賑わいを取り戻すために、空き家、空き店舗を市が借り上げて、ものづくりのまちとして昔ながらの技術を持った人をお願いして。例えば、わらじ作り、はた織り、陶芸、木彫りなど高齢者の生きがいがづくりにもなると考えますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

2、「ひと」についてございます。飛騨人の特質として誠実、勤勉、根気、器用さなど、様々な素晴らしい方がいらっしゃると私は思っております。

1つの例として、市内には10年以上生きがいを持ち、地域貢献されている女性グループがあります。押し花のグループ。これは、展示会、展覧会などを開かれ、市外からたくさんの方がみえるということもあります。また、「ぞうきんコンテスト」で有名な「やってみよう実行委員会」は、子どもたちにぞうきんを通して実践されているグループであります。花で街並みを飾る会は、去年の薬草サミットの折にすだれの花飾りをされて、大変好評を博したところでございますが、この会も12年目を迎えます。また、五平餅を作ってみえる「くごみの会」、あぶらえを作ってみえる「エゴマレディースの会」、絵手紙グループの会は会員が70名いらっしゃるといことも聞いております。

また、野草茶づくりのグループなど、まだまだ他にたくさんのグループがあると考えますが、その方々の協力を得て、飛騨市への誘客交流人口増を考えられないかということです。

3番目は、「しごと」についてでございますが、その中で飛騨市のブランド品を作るといことに着眼をしまして、質問をさせていただきます。ここ数年、企業誘致を期待しているところではありますが、なかなか進展しない状況にあります。

そこで、自分たちで自分たちの働く場所を作ることはいかないでしょうか。農地を活かし、高齢者の生きがいがづくりに含めて飛騨市ブランドの重点品目を何点か作ってはいかがでしょうかということでございます。

耕地面積は狭い飛騨市において、小規模農家がたくさん集まって一つひとつのブランド化を目指すことはいかがでしょうか。既に皆様がたもご存じのように飛騨牛やトマト、シイタケ、えごまなど、とてもおいしく人気があります。とうもろこしやアスパラも寒

暖差の環境がすばらしくてとてもよい味というふうに聞いております。

また、米について申し上げますが、これは、全国のコンクールで「食味分析鑑定コンクール」という大会がございます。昨年１１月には、第１６回が開催され、青森県で行われました。この大会は全国から４，０００を超す個人団体の方々応募されました。最高の金賞が１７団体ありまして、次の特別優秀賞は次の２３団体でございます。この特別優秀賞に入られた方が古川町の「みつわ農園」さんでございます。また、都道府県代表にもなられております。こんな素晴らしいことを私はつい最近まで知り得ませんでした。あるところで、ばったりお会いしまして、一度話をしたかったということでお聞きしました。こんなに一生懸命お米づくりをしてそして、なんと４，０００以上を超す団体から特別優秀賞に選ばれたということは本当に素晴らしいことだというふうに感じております。ちなみにお米の価格は１０キログラムで大体、５，０００円から１０，０００円。田んぼによって、味が違うということで、その開きはありますものの、１０キログラムで１０，０００円というような高値がついて、もう、すべて注文されておるので完売ですということをおっしゃってございました。

この大会が３年後には、高山で開催されるということをその方は言ってみえました。

このことに関して、飛騨市もそういったおいしいお米づくり、ブランド品になるのではないかとことを思います。

次に、野菜を取り上げてみますと、古川町内には、三寺朝市。これは５０名程度の会員と聞いております。また、新しく、宮城町の地場産市場として茅の郷も会員が１６０数名ということでございます。耕地面積は少なくとも、新鮮で、安心なおいしい野菜をたくさんの方々が作って、販売されております。

私も少々ここに関わっておりますので、よく観察しておりますと、名古屋や岐阜方面また、富山の方々が１度買ったらいしくて、また買いに来たといわれ、大量に買って帰られる方もあります。

また、電話での注文があり、関西方面からなどは、箱詰めで送って欲しいということも聞いております。こういった人たちの小さな取り組みが大きな飛騨市の発展につながるのではないのでしょうか。飛騨市のネームバリューは今後もどんどんとその方たちによって広がっていくことと確信しております。

この飛騨市の自然環境、特に水、空気のよさは、それと加えて日中と夜との寒暖差の大きさがどこにも負けない自慢ではないのでしょうか。それを多くの市民の人たちが当たり前と享受し、認識していないところが非常に残念だとも思うところであります。

以上のことから、飛騨市のブランド品を何点か指定されてはいかかということでございます。そして、一方、新年度予算の中にあります山之村の寒干し大根がミラノの万博に出展というふうに見出しが載ってございました。農業振興費で６１万８，０００円とついておりますが、その内容も含めてお願いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長 水上雅廣

それでは、わたしの方からは地方創生についてのご質問の内、「まち」について、「ひと」についてお答えさせていただきます。

1つ目の「まち」についてですが、空き家対策については総合窓口を総務課に設置し、空き家の流動化利活用促進、そして、廃屋対策のそれぞれについて検討しています。その内、空き家の利活用につきましては企画課に移住希望者向けの相談窓口を設置し、関係部署が情報共有を図りながら連携して住まい、仕事、子育て環境などの情報提供を行うと併に、空き家の活用についても市内の宅建業者の皆様の協力を得ながら、新たに空き家情報サイト「飛騨市住むとコネット」を開設し、積極的に取り組んでいくこととして今、準備をしております。

また、中心市街地の空き家活用は重要であると考えており、空き家や空き店舗を活用した積極的な起業を後押しする起業化促進補助金を新年度予算に計上いたしました。

新制度は、起業支援策として上限100万円、中心市街地の場合は上限150万円まで引き上げる補助制度となっています。

さらに関連して、店舗を開設する場合の家賃補助も組み合わせ、対象を空き店舗だけでなく、空き屋も含めるように拡充しました。議員が提案されましたモノづくりのまちの視点から、市街地のにぎわいを取り戻すという考え方は市としても大事な視点であると考えております。ただし、現時点で市が空き屋を借り上げるという手段は考えておらず、今後その内容が仕事として雇用が生まれることや、経済効果が見込まれること、また人を呼び込むことができるかといった視点から具体的な提案があれば検討していきたいと考えております。

なお、高齢者の生きがいくりにについては、生涯学習課での高齢者学級やスポーツ事業、福祉課での障がい者支援、社会福祉協議会での地域サロンやボランティア活動、健康生きがい課での老人クラブ、軽スポーツ、シルバー人材センター、介護予防事業、市民児童課での子育て支援など、幅広く高齢者の皆様の生きがいくりに通じる事業に取り組んでおるところでございます。

それぞれの活動の中で女性グループの事業を学ぶ機会を作り、普及に取り組んで行きたいと考えております。

次に、「ひと」についてでございますが、議員が感じておられるように飛騨人、特に飛騨市民の中には、誠実で根気があり、なおかつ器用といった素晴らしい方々がたくさんおいでのことと思います。中でも、女性グループの皆様による地域貢献活動は盛んであり、少子高齢化等人口減少といった大きな課題を抱える当市におきまして、女性グループの皆様の活躍がこれからの課題の解決に向けた一助になっていただけるものと認識しております。議員が例として挙げられました、エゴマレディースでは、エゴマを利用

した特産品の研究や開発を熱心に行われているほか、河合の野草茶研究グループでは、地域に自生している野草を活用し健康茶を開発、生産されるなど、地域資源を上手く活用しながら飛騨市の存在を全国に発信されています。

また、絵手紙同好会「友遊」の皆様は、平成19年から「絵手紙スケッチ in 飛騨」や平成23年から「絵手紙里山サミット in 飛騨」の運営で中心的な役割を担い、全国各地からたくさんの参加者を飛騨市へ招いて大会を成功に導いておられます。

こうした、女性グループの皆様の活躍はまだまだ、認知度が低いと言われている飛騨市の情報発信と誘客に着実に結びついておるものと思っております。

人口減少対策実行プランにおいては、女性の活躍の場の創設を推進しており、交流人口の拡大に向けては様々な地域資源を活用した飛騨市への呼び込みを図っております。

その一例が薬草活用であったり、絵手紙活用であったり、着物の似合う町づくりであるかと思えます。

観光課の平成27年度予算で文化芸術交流事業誘致補助金を創設いたします。これは、絵手紙や写真などの趣味の会、大学や企業等の音楽活動、サークルなどが例えば市の文化的施設である文化交流センターや友雪館を借りて講習や大会、練習合宿などを行う際に施設使用料を宿泊数に応じて減免してもらった部分を支援するというような制度であります。

また、着物の似合う町づくり事業として三寺参りや、夏の浴衣事業では、事業者と観光協会が一体となって特に女性をターゲットにした浴衣レンタルを行って町を盛り上げていただいております。今後もこうした皆様の自主的な活動を尊重しつつ、飛騨市への誘客更なる交流人口を増やすことが出来るよう、行政との協力体制を構築してまいりたいと考えております。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔農林部長 藤井義昌 登壇〕

□農林部長 藤井義昌

それでは地方創生の中の3点目のしごとについてから、まず、農地を活かし高齢者の生きがいをづくりを含めて飛騨市ブランドの重点品目を作ってはについてお答えをいたします。

飛騨牛、トマト、ハウレンソウ、菌床シイタケなど農家や生産団体、JA、県市等関係機関による長年のたゆまぬ努力と検査により飛騨ブランドとして確立され、その維持発展に向けてさらなる努力をされていることはご存じのとおりでございます。

市の取り組みといたしましては、新年度において新たな振興作物の定着、既存作物の高付加価値化を目的に行う生産団体が一体となった先進的、独創的な取り組みを支援し、推進体制の早期確立を図るため、振興作物定着支援交付金を提案しており、その中でお

いしい米の推進組織と有機野菜の推進組織を立ち上げブランド化を図っていきたいと考えております。

おいしい米については、過剰在庫、消費低迷の中、米価の下落傾向は今後も続くものと考えられ、補助金に左右されないしっかりとしたブランド力を持った、高く売れる米を作りたいと関係者と協議を始めております。

高山市において「飛騨高山おいしいお米プロジェクト」を発足され、飛騨産米のブランドの確立を推進されており、平成30年には、米食味分析鑑定コンクール国際大会が高山市内で開催される予定でございます。

飛騨市においても、先ほどご質問の中でありましたが、今年度そのコンクールの中でみつわ農園が栽培された「こしひかり」が4,369点の出品の中から上位40位に授与される特別優秀賞を昨年度に引き続き2年連続で受賞されたという実績があります。

地域が一体となって、飛騨産米のブランド化高付加価値化を図るため、コンクールへの出品や入賞を目指して飛騨地域での連携を図りながら取り組んで参りたいと考えております。

また、有機農業については多くの場合、病害中の発生等に加え、労働時間や生産コストの大幅な増加を伴いますが、消費者の安全安心志向が高まる中、厳格な基準のもと、飛騨市産有機野菜のブランド化により高価格で取引される作物の販売を目指し、3月末には協議会を立ち上げる予定でございます。

これらを通じて、飛騨産米や飛騨市産の有機野菜のブランド化に向け取り組む予定でございます。

次に山之村の寒干し大根ミラノ万博出店についてお答えをいたします。

厳冬期には、マイナス20度以下、積雪2メートルを超える雪に閉ざされます山之村地区では、寒干し大根は冬場の貴重な保存食として昔から食べられてきた郷土食であります。

煮物やみそ汁の具材として食生活の中で自然に受け入れられ、農業が中心の暮らしが後の減反政策により、米作りの衰退と共に村全体が悲壮感に包まれていました。

そんな中、「ここにしかない、珍しい食べ物をこのまま埋もれさすのはもったいない。ここの特産品にしては」という農業普及員の提案により昭和60年に地元の女性たちを中心に特産化への検討を行う、寒干し大根研究会が組織されまして、翌61年には、「すずしろグループ」が誕生し、商品化へのスタートを切りました。

大根の成育不良や加工段階での不良品の発生など商品化までには幾多の困難を乗り越え、現在は、地元産の大根だけしか使用せず、播種から商品出荷までを一貫して安定した商品の提供を続けられておるということでございます。

この寒干し大根は平成20年に「食アメニティコンテスト農林水産大臣賞」を受賞し、平成25年には農林水産省所管の一般財団法人食品産業センターが認定する日本各地の豊かな食文化を守り育てるために設けられた全国でわずか37品しか認められていない

「本場の本物」に認定をされました。

本年5月12日から16日の間、イタリアで開催されますミラノ国際博覧会、世界で初めて食をテーマとして開催されます。日本唯一の「本場の本物」が日本館の農家のトップバッターとしてプロモーションを行うことになりまして、その中の1品である山之村寒干し大根も出店できることになりました。

会場内では、商品の展示、また、神岡町出身で現地ミラノのレストランで活躍するシェフにより、イタリア風にアレンジされたメニューの試食等が行われる予定です。

今回、食品ブランド「本場の本物」として出品のため、寒干し大根のPRが中心ではありますが、販売増加を狙った出店ではなく、寒干し作業や山之村の風物詩といった干し場の風景、人々の生活や北アルプスの裾野に広がる雄大な自然等を全世界にアピールすることにより日本国内においては、山之村地区のみならず、飛騨市への観光客の増加やUターン・J・Iターン等、更なる移住者の獲得に繋げていくための重要な事業と考えております。

この博覧会へ「すずしろグループ」の代表者1名が渡航するため、農業振興活動支援交付金として旅費の助成を行うものであり、同行する飛騨市職員の旅費1名分を合わせまして平成27年度予算に計上しておるところでございます。

以上、よろしくお願いします。

〔農林部長 藤井義昌 着席〕

○12番（谷口充希子）

丁寧な答弁をありがとうございます。今の寒干し大根がイタリアのミラノに行くということは本当に素晴らしいなということを考えておりまして、これも飛騨市の自慢になるのではないかなと思います。

そこで、1点農林部長にお尋ねしますが、おいしいお米プロジェクトの立ち上げで飛騨市のみならず高山まで全域に広げてというお話がございまして、3年後の大会に向けてというお話がございすけれども、現在は何名くらいの方が会員になっておられるのでしょうか。そして、1人の方の大規模農家の方はやはり、おられるでしょうけれども5反程の小規模農家の方でもそれに参画できるのかどうかというところをお尋ねします。

□農林部長 藤井義昌

今言った、協議会はこれから立ち上げるということで、市内の米を中心にやっておられる方々は3、4名ですけども、その方々に声をかけながらJAも含めまして今後どうやって進めていったらいいかということを今後、立ち上げるという予定で進めておるところでございます。

それで、今後どういったことで進めるかということは今後進めるわけなんですけど、どんな小さな方でもおいしい米を作りたいという方があれば参加していただけるように進めたいと思っております。

○12番（谷口充希子）

ありがとうございます。飛騨市に折角、改良組合長会というのがありますので、それとかやっぱり区長会さんなんか、そのようなPRをしていただきまして、中にはやっぱり自分も参加したいという方もあろうかと思しますので、そのような方法もお取りいただけたらありがたいなというふうに思います。

そして、観光部長にですけれども、先ほど女性グループの活躍が地域資源の大事な位置づけをしておるというような内容のご答弁でございましたけれども、やっぱり、古川の町は和が似合うというか、散歩が似合う町とおっしゃられている観光客の方がございまして、その意味では、着物を着て町中を歩くという女性のグループが立ち上げられましたけれども、このことは今の若い方々の、都会の方々まで着物文化を知らない方が非常に多いので、非常に画期的な取り組みだなということも思っております。

ぜひとも、このようなグループの方々のお力をお借りして飛騨市に誘客をしていただきたいということを思いますけれども、先ほどの部長の答弁ですと非常にありがたいようなお話でしたので、1点だけ食べ物についてですが、やっぱりそこに食というものがあればなお一層プラスできるのではないかと思います。飛騨市においての食は、部長は何をお勧めされるかということだと思います。もし、自分自身の観光の目玉として食を伝えるには、これというものがありませんでしたら教えて下さい。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長 水上雅廣

お答えいたします。突然でしたので、今しっかりと頭に思い描くものは無いわけですが、例えば今からやっていくような議員も参画をされましたNPOの関係ですね。ああいったところから発生してくるものも期待しますし、現にある食で一番有名だといえばやはり飛騨牛だと思っています。

とはいえ、今ほどおっしゃいましたように米もこういった優れた方もいらっしやいますし、各地には、はさ干し米とかいろんなことで努力をされている方もいらっしやいます。

独自に販売されたり。そういったものを飛騨市にあるものを全てしっかりとセットにできるような形での文化食みたいなものがあればいいのかとそういうようなことは思っております。これがということでは今、しっかりと思い描けないというのが事実でございます。

○12番（谷口充希子）

ありがとうございました。

続いて、2点目の質問をさせていただきます。

介護ボランティアポイント制度事業と認知症予防についてお尋ねいたします。

最初に飛騨市の高齢化率が36%に迫り、県下では1、2の水準となっております。少子高齢化対策は重要かつ喫緊の課題であり、そんな中、新年度予算は大変希望の持て

る予算計上と思い、以下の３点についてお尋ねいたします。

１点目、今年度平成２７年度３２３万円計上されております。介護ボランティアポイント制度事業の詳しい内容をお尋ねいたします。

２点目、他市で行われております、介護ボランティアポイント制度事業で自分自身が介護を受ける立場になった時に使えるポイント制度もあるように伺っておりますが、そのようなことは考えておられますか伺います。

３点目、高齢者、６５歳以上を高齢者といいますが、まさしく私も高齢者でございますが、議員の中の９名の方も高齢者でございますが、認知症予備について市民レベルで真剣に考えなければいけない重要な問題と考えております。

団塊の世代が７５歳以上になる８年後には、日本中で７００万人の認知症の人が予想されていると報道されています。まず、認知症を知ること知らせること、そのような予防対策について私たちが考えなければならぬと思います。

皆様ご存知と思いますが、認知症とは脳の海馬が委縮していく病気で、だんだんと進行していく病気ござまして、年々弱っていく脳に対応するととても厄介な病気というふうに思います。

脳が順々に衰えて行き、体はいたって丈夫でも脳に問題があるため、介護する人も大変な負担を強いられることとなります。朝ごはんを何を食べたか聞かれて、うーんと思ひ出せない人は物忘れで、食べたことを忘れた人が認知症と定義づけされておりますが、近頃、全国的にテレビで取り上げられている認知症カフェはボランティアの方や介助する人が認知症の人との関わりを持ってコーヒーを飲みながら交流する場所というふうに今後どんどん増えてくることが予想されます。

お手元に、配布の新聞切り抜きは２月の２７日の放送でございましたけれど、私この原稿を書きました。締切りが１月２６日でございますので、そのことを思いますと本当にタイムリーだったなというふうに思っております。

これは、高山市に認知症カフェが５月からスタートするという記事でございます。飛騨市において、認知症を知る、知らせるまた、予防対策はどのようにされておられる方針かお尋ねいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長 谷澤敦子

それでは谷口議員ご質問の介護ボランティアポイント制度事業と認知症予防についての３点についてお答えをいたします。

まず１点目の制度の内容ですが、この制度は介護支援に関わるボランティア活動を行った高齢者に対し実績に応じて換金可能なポイントを付与することで介護保険料の実質的な負担軽減にも繋がるという制度であります。

平成19年に東京都稲城市の発案で始まり、今では全国で200以上の自治体を実施しております。県内では、3市町村が実施しております。

制度の中身についてもう少し詳しくご説明をいたします。検討委員会では、この制度を介護サポーター制度と名づけましたので、ボランティアをされる方をサポーターと呼ばせて頂きます。登録されたサポーターが指定された介護福祉施設などでお茶出しですとか、話し相手などのボランティア活動、これは、身体介護を除きますがボランティア活動をするると1時間1ポイントが付与されます。1日2時間以上活動してもポイントは2個までとなっております。たまったポイントはサポーターの申し出によって年間上限50ポイントで5,000円分の商品券と交換することができます。

事業は、飛騨市社会福祉協議会に委託をし、サポーターの登録や受け入れ機関との調整、資金管理などをお願いする予定であります。

議員ご指摘のとおり、飛騨市の高齢化率は上昇の一途をたどり、介護の必要な方々も年々増加しております。

そんな中、元気な高齢者が支援の必要な高齢者を支えていく仕組み作りは、市にとって非常に重要であると考えております。

この制度は、サポーターが介護施設等でボランティア活動を行うことにより本人の健康増進や介護予防につながるとともに、社会参加や地域貢献を通じ、いきいきとした地域社会を作ることなどを目的としており、ポイント換金制度はその手段の一つであると考えます。

なお、財源としましては介護保険の地域支援事業交付金を活用しますので、国と県費との助成がございます。国が25%、県が12・5%であります。

2点目に他市で行われているポイント制度についてお答えをいたします。

自分自身が介護を受ける立場になったときに使えるポイント制度についてということですが、他市が行ったアンケートにそのような意見があったことは承知しておりますが、実際に運用している自治体は把握しておりません。

当市では、検討委員会の中で、ポイントを転換した交付は地域の活性化に資するため、商品券がよいとの意見があったことから、まずは商品券でスタートしたいと考えております。従って現在のところは、議員がおっしゃるようなそういったポイントの使い方は考えてはおりません。

3点目に認知症の理解と予防についてお答えをいたします。

平成17年度から認知症を知り地域を作る10ヶ年キャンペーンが始まり、国は認知症を理解し、認証の人や家族を温かく見守り支援する認知症サポーターを平成26年末に400万人養成することを目指しています。認知症サポーター養成の講師役であるキャラバン・メイトには、飛騨市で現在27名が登録しています。

飛騨市地域包括支援センターが市民、職場学校などを対象に認知症サポーター養成講座を企画をし、キャラバン・メイトが講師となり、認知症サポーター養成講座を開催して

おります。その講座を受講された方が認知症サポーターとして家庭や地域、職場で活動していただくことになります。

飛騨市では、認知症サポーター養成講座を受講され認知症サポーターとして登録された方が現在761名いらっしゃいます。

これから一人でも多くのサポーターを要請したいと考えております。認知症サポーターとなられた方には、私が付けておりますがこのようなオレンジリングをお渡ししています。このオレンジリングには、手助けをします。という意味があります。認知症サポーターとなられた方に対しては、その活動や役割について意識が年々薄れることもあることから、サポーターとしての活動や役割を再確認していただけるような取り組みを行いたいと考えております。

また、市内のグループホームや特別養護老人ホーム等には、認知症ケア専門士という、認知症に対して優れた学識と高度な技能を備えた有資格者が勤務されております。

このような認知症のケアに携わる方にもご協力を頂き、グループホームや特別養護老人ホームが地域の認知症の相談窓口として活動していただけるようお願いをしたいと考えております。

認知症の予防では、閉じこもりにならないことが重要です。このため、各地域に誰でも参加できるようなサロンを開所し、認知症予防体操、手作業ですとか認知症予防の健康教育講座などを実施したいと思います。

第6期介護保険事業計画では、平成27年度から認知症サロンの開催に向けて取り組みを行うこととしております。認知症の対応については、医師会や認知症疾患医療センターこれは、須田病院にございますが、これと協力し飛騨市の初期対応力の向上を図り、またいろいろな機関や人と連携をして飛騨市が認知症になっても安心して暮らせるまちとなるよう継続的な取り組みを行って行きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○12番（谷口充希子）

答弁ありがとうございます。只今の答弁の中で認知症サポート養成講座というのがありますというのをお聞きしましたが、たまたま今朝の8時20分、NHKテレビでございしますが、家、1本電話が掛かってきまして、テレビを見ているかということでしたが、私は見ていませんでしたので、すぐにつけましたら、「オレンジのブレスレットがもらえるんやよ」と。何のことかと思いましたが、「認知症サポート講座を受けた人が全国的にだんだん和が広がってきて、オレンジのブレスレットがもらえるから、私はぜひその講座を市で開いてもらって受講したい」とおっしゃいました。その方は。「そうですか、今日もし時間がありましたら、私が質問するので、聞きに来てください」と申し上げあげましたら、都合が悪かったので、その方は見えませんが、そういう電話が入りまして、その認知症サポート講座が市で開催されているということの周知があまり、徹底されて

いないせいか、私も知らなかったという経緯がございます。

それで、例えば同報無線で知らせていただくとか、回覧板等を使われて見えるかもしれませんが、そのようなことをしていただきたいなと思うところでございます。

ぜひ、私も認知症サポート講座をうけたいと思う一人でございますが。今、部長がおっしゃいました認知症サロンの開催も計画しているというふうにおっしゃいましたがそれは、27年度中でしょうか。どの地域的なことも含めて計画されてみえるのならお尋ねします。

□市民福祉部長 谷澤敦子

お答えをいたします。ご質問とあれですが、サポーター養成講座につきましては、1,000人を目指して来年度取り組んで行きたいということで、広報しながら皆様に声をかけて行きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今、ご質問の件につきましては、第6期の介護保険事業計画の中にも認知症カフェの創設に取り組みますということで、上げております。まずは、ハートピア古川内に認知症の介護者に集まってもらい、カフェを実践し、その後参加者の方とご相談をしながら展開をしていきたいというところでうたっておりますので、具体的な取り組みのそれ以後の展開については、その最初やらせていただいたものを踏まえながら順次広めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○12番（谷口充希子）

ありがとうございます。最初に見せさせていただきました資料の一番最後のところですけれども、高山市によると昨年、町中を歩き回るなどして、身柄を保護された方の177人の内の半数以上89人は認知症の疑いがあるということでしたので、私も飛騨署管内を調べさせていただきまして、お聞きしましたら、飛騨警察署管内での認知症と思われる方々の人数は、平成25年で11名、26年が14名、今年は現在で3名というふうになっておりますという返事でございました。いずれも、65歳上の高齢者でございますけれども65歳から70歳までの方は該当しなくて、70歳以上の方の保護された人数ということ聞いております。

つまり、平均しますと1ヶ月に1人は保護されるような、町中をあるいていらっしやるという状況にあるということが分かりました。家族は、あまり人様に知られたくないという思いもありますが、やはり、近所の方のお力お借りしなければならない状況じゃないかなと思います。

そして、核家族化が進んでいるためにお年寄りが身近にいない家庭が多いので子ども達は認知症の知識がないので、これを子どもたちに知らせることはできないものか、小中学校、高校のための講座は考えておられないかということをお聞きします。

□市民福祉部長 谷澤敦子

お答えいたします。今、教育委員会に具体的にご相談をしているわけではございませんが、今おっしゃるように、小中学校における子どもさんたちの理解というのは非常に

大きいかと思しますので、今後ご相談していければというふうに思っておりますが、今、具体的にはPTAの役員の方とお話をする機会がございまして、学校現場ではあれですけどもPTAとして子どもさんと一緒に参加をしていただく中で、この認知症の養成講座をできないかということを相談して27年度に実施できればと思っておりますので、なんとか一歩踏み出せばいいと思っております。

○12番（谷口充希子）

認知症の問題はやはり、他人事ではなく切実に私たちに降りかかっている問題だなというふうに思っておりますので。ちなみに高山市さんでは、小中学校、高校生合わせて21回の講座が開かれたということも聞いておりますので、ぜひ全市的に進めていただきたいというふうに思います。

また、介護する家族のケアということから、私も女性でございまして、一番のケアする家族の心理的な問題は、お姑さんを介護する時はあまり抵抗がないというふうに思われますが、お舅さん、義父の方のおむつ交換をしなければいけない状況になった時の嫁の立場は大変、苦労があるというふうに聞いておりますので、そういうことも介護する側の人たちのケアにもこの認知症サロンの開催が求められてくると思います。

市民がいつまでも安心して暮らせる飛騨市になるようなことを念願し、私の質問を終わらせて頂きます。ありがとうございます。

恐れ入ります。各地域のコミュニティ、公民館の屋根落雪式に補助金はでないかという質問でございます。3点目質問でございますが。

平成27年度克雪住宅等整備補助金が終了いたします。この制度は、大変喜ばれた制度でございまして、思い切って落雪式にしたというような声をお聞きしております。

飛騨市が高齢化する現在、今年のような降雪量では、自宅の雪降ろしはもちろん、公民館や神社、寺など大変な重労働でございます。若者が仕事で疲れ、週末はゆっくりやすむというようなことが出来ず、地域の雪降ろし、もちろん自宅の雪下ろしもございますが、そのようなことに出役する状況でございますが、高齢者の多い地域ではより大変な状況が想像されます、そのようなことで、若者が地域を離れることが無いよう、公民館の克雪補助制度は考えられないでしょうかお尋ねします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 登壇〕

□教育委員会事務局長 石腰豊

それでは只今ご質問の各地域のコミュニティ、公民館の屋根の落雪補助について、補助はできないかということについて回答させていただきます。

議員、ご提案の補助制度につきましては、教育委員会所管の補助事業である集落集会施設整備補助制度の拡充ということについて答弁させていただきます。

この制度の経緯であります、飛騨市合併前の旧2町2村の時代に地域集会施設等の

整備を目的として集落集会施設整備補助制度、これが設けられており、新築、増築、改築に対して補助が行われておりました。飛騨市合併の為の4町村合併協議会調整方針によりまして、この補助制度は集会施設の新築、増築に対し補助を行うよう調整された経緯がございます。

補助の概要としまして、新築の場合には集会施設50平方メートル以上を対象とし、補助率3分の1以内、限度額3,000万円、増築の場合増築部分を補助対象としまして、補助率3分の1以内限度額3,000万円となっており、新築増築ともに構造施設の内容などの制約は設けておりませんが、屋根の改築等の床面積の増えないものについては補助の対象となっておりません。現在、地元・区などが管理されております当補助制度の対象となると思われる施設、地区集会施設でございますが把握している範囲で4町内に86施設あります。落雪式屋根などの降雪対策がされている建物は、古川町35施設の内3施設、河合町7施設の内6施設、宮川町12施設の内2施設、神岡町35施設の内3施設の14施設となっております。

克雪対策として融雪式屋根、落雪式屋根これは昭和50年代に入り当地域でも改修が行われ始め、特に落雪式屋根については、融雪式・堆雪式屋根と異なり、ボイラーなどの熱源設備が不要なため、ボイラー用の燃料、電気料などの維持費がかからないことから落雪式屋根の普及が進んでおりました。しかし、落雪式屋根は、屋根の雪が降雪時に全て落下する構造であることから道路、隣家への進入防止への対策、落下方向での堆雪場所、建物破損防止のための雪囲い、わずかな降雪時でも除雪が必要となることから、建物周辺の環境、条件が整わなければ建築後の維持管理費が負担となるため、工法的に慎重な検討が必要となります。

近年の例といたしまして、落雪屋根で整備がされました屋根から予想以上の降雪があり、日常的に道路に堆雪をするため、通行車両の往来に支障をきたし、降雪時には屋根からの落雪の予測がつかないことから歩行者への落雪事故を危惧され、屋根に新たに雪止めをつけられた落雪式の建物もございます。施設建築につきましては大変高額となります。また、個人の負担も必要となります。各集会施設建築につきましては、計画の段階から周辺環境に配慮され、建築場所に適した構造、建築後の維持管理についても総合的に経費の軽減につながる方法で慎重に検討され、建築がされたものと考えております。

本年の降雪の状況から施設の現状を把握することは必要と考えますが、市としましては、現在の補助制度の拡充は考えておりません。

地域住民の皆様には、大変ご苦勞をおかけいたしますが地域の大切な施設として、適切な維持管理をお願いしたいと思います。以上でございます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 登壇〕

○12番（谷口充希子）

ありがとうございました。非常に丁寧な答弁でございまして、地区の集会施設84施設ある内14施設が落雪式になっているというお話でございましたが、概ね落雪式にす

ると周囲のことやら落ちた雪により、より負担がかかるというようなことでございましたので、よく内容がわかりましてこの補助制度は拡充していないということが分かりました。ありがとうございます。これで質問を終わります。

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後 2 時 3 2 分 再開 午後 2 時 4 5 分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に 16 番、池田寛一君。なお、質問中説明資料の使用願がでておりますのでこれを許可いたします。

〔 16 番 池田寛一 登壇 〕

○ 16 番（池田寛一）

本日最後の質問者となりましたが、よろしくお願いいたします。

先ほどまでは、大勢の傍聴者の方がおみえでしたけれども、少し寂しくなりましたけど、がんばりたいな思います。よろしくお願いいたします。

まず初めに人口減少と小規模校の在り方について伺いたいと思います。平成 27 年度の当初予算は、県内多くの自治体が人口減少対策、子育て支援を柱にした予算編成となっております。近隣の自治体におきましては、高山市は一般不妊治療の実質全額補助、下呂市は一般不妊治療の人工授精費用の一部を県の補助も合わせて半額を補助するほか、男性への不妊治療への助成も始めるということです。

郡上市におきましては、テレワーカーを対象とした空き屋活用や、I ターンや U ターンした人を採用した企業への奨励金の交付などで移住者の増を目指しています。

このようにそれぞれの自治体が人口減少対策を喫緊の課題ととらえ、取り組もうとしている姿が浮かび上がっています。

飛騨市におきましてはこれまでにいろいろな形でこの人口減少対策に取り組んできたところではありますが、なかなか目に見える成果が出ていなかったのが現状であります。今議会に提示されている新年度予算におきましては、明確に人口減少対策を打ち出し、そのプランの策定に沿った予算を組まれていることはその意気込みが伺えるものであり、これまでとは大きく違うものを感じております。

人口減少社会における少子化は、小さな学校の増加にもつながっていきます。そして、それは、統廃合につながりかねない懸念があります。しかし、地域とともに生きる小規模の学校こそ、人口減少対策の原点と考え次の 2 点について伺います。

まず、1 つ目ですが、市内には小規模校と呼ばれる学校が 3 校あります。河合小学校

の児童生徒数は５２名、宮川小学校は２３名、山之村小中学校の児童生徒は７名です。

飛騨市の教基方針「ふるさとを愛し、たくましく生きる力を育む教育」のもとにそれぞれの学校が教育目標を立て、地域の中で特色ある教育が行われていると感じています。国は、公立小中学校の統廃合の基準を見直し小学校は６学級以下、中学校は３学級以下の場合、自治体に統廃合の検討を促すというものであり、強制力はないもののまるで肩たたきようです。子どもの数が減少し小さな学校が増加していく中で、財政経費を抑えることが背景にあるとされています。

平成２３年４月に河合、宮川中学校が古川中学校へ統合し、やがて４年の歳月が経過します。中学校統合の是非を議論していた当時「いずれ小学校も統合」かという意見がありました。市は小学校は地域に見守られて地域の中で育てることが最も大切であるという小学校を地域で存続させる重要性を示され多くの市民が感銘を受けました。

学校があり、子どもたちの声が聞こえ住民との触れ合いがあることは地域の活性化にも大きく繋がっていると思います。

今後、基準の見直しにより統廃合の検討を促すようなことが想定されますが、新年度予算の柱に掲げた、人口減少対策にも大きく影響する学校の在り方について、改めて市長の思いと将来展望に立った考えを伺います。

２つ目に、小さな学校には競争力やスポーツが限定されるなどの課題もあると指摘されている一方で小さいからこそできるメリットもたくさんあります。例えば河合小学校では、地域の人から地歌舞伎や盆踊りを習ったり、地域と学校が一体となったふるさと大運動会も行われ、これまで以上に地域との関わりが深まってきたように感じています。

また、宮川小学校や山之村小学校とふるさとサミットを開き交流する等、小規模校ならではの取り組みが生かされていると感じています。

これからも小規模校のメリットを最大限に生かした教育の取り組みによって子どもたちの健やかな成長を願うものでありますが次の事項について考えを伺います。

まず１点目、学力のレベルまた体力のレベルは全国平均に比べてどの程度か。２点目、河合、宮川の場合小学校を卒業しますと、突然５００人規模の大きな中学校へ入ることになりますが、子どもたちの授業や部活への取り組みはどうか。３点目に小規模校は子どもたちのＳＯＳを発見しやすい利点があると聞きますが、現状はどうか。また、大きな学校においては、このようなことを見逃さないためにどのような取り組みをされているか、以上３点について伺います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、池田議員の質問にお答えをさせていただきます。

１つ目は、私が答えさせていただいて、２番目は教育長が答えますのでよろしくお願いします。

いいいたします。

将来展望に立った考えを伺うことでございます。平成23年4月古川中、河合中、宮川中の3校が統合いたしまして、新生古川中学校がスタートしてから本年度で早、4年が過ぎようとしています。来週13日には古川中学校卒業証書授与式が挙行され、3年生162人が卒業をいたします。その内、河合小学校出身が7名、宮川小学校出身が11名それぞれの夢に向かって巣立つところでございます。

さて、議員が申されたとおり平成21年6月議会で小学校については河合宮川地区にそれぞれ小学校を存続させるとの市の考え方を示しその後、中学校統合と並行して旧河合中学校校舎及び旧宮川中学校校舎の大規模改修をはじめ、市内全小中学校の安心安全な教育環境の整備が完了いたしました。

文部科学省は平成27年1月に公立小学校中学校の適正規模、適正配置等に関する手引きの中で小学校の望ましい学級は6学級以上と示しましたが、市といたしましては学級数ではなく、小学校の望ましい姿として地域から関心を持たれ支援を受けながら育むこと、保護者や地域の身近な人から見守られ通い学ぶこと、この2点が必要と考えております。

従いまして、今後も市内の小学校は地域とともに歩み地域の活力の源として存続させていく所存であり、統合するつもりはございません。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

続いて答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

議員が申されましたように極小規模校の山之村小中学校、そして小規模校の宮川小学校、河合小学校の3校はそれぞれ小規模校のメリットを生かした教育実践に努め、児童生徒の姿を持って、その成果を示していますと前置きしましてご質問の3点について答弁いたします。

まず、1点目の小規模校における学力と体力の実態の学力につきましては、ひとり一人の学習状況や学習内容の定着度を的確に把握できその子の実態に応じたきめ細やかな指導を充分に行うことができるというメリットを生かした指導によって、確実な定着が見られます。ご存知の毎年実施される全国学力学習状況調査の結果分析における平均正答率は全体として全国を上回っていますし、何よりも大きな強みは全国平均を下回るような定着不十分な子どもに対して事後、そのつまずきに応じて決め細かい指導が徹底できているということです。

また、体力につきましてはグラウンドや体育館など、余裕を持って使用することができること。また、体育の授業においても多人数学級と比較して一人の運動量を最大限に確保できることなどのメリットを活かした取り組みや指導によって学力同様確実な定着

が見られます。

本年度の全国体力運動習慣等調査の結果分析において男女とも体力合計点が全国平均を上回る結果を示し、学校生活における遊びや運動への積極的な取り組みとともに体力課題に基づいた指導の成果ととらえております。

2点目、中学校へ入学後の授業や部活動への取り組みの姿について答弁いたします。

平成26年度は、河合小学校から16人、宮川小学校から8人が古川中学校へ入学しました。小学校では、小集団で過ごした子ども達ですから、最初は戸惑うこともあったと思いますが、生徒の順応力は素晴らしく瞬く間に、大きな集団での生活に溶け込んでまいります。授業はもちろん、学級や学年行事等においてもその生徒なりの持ち味を發揮して活動しているということを学校訪問を通して確認しています。

5月、早い段階ですけれども、教育長訪問、それから教育事務所訪問での授業参観の中において、誰が宮川小学校出身か誰が河合小学校出身かはその姿からは捉えることが出来ません。また、部活動では、地域で力を入れているスポーツとしての剣道を選択する生徒が若干多いという現状がありますが、10の部活動から自分がやりたい部活動を選択し、実に生き生きと活動していると捉えています。

小学校時代、地域のスポーツ少年団で活動し、中学校でさらに磨きをかけ、根尾昂君に代表されるように東海や全国で活躍する選手がでていますが、小学校での取り組みが基礎にあることは間違いないと認識しております。

3点目、小規模校における児童生徒のSOSの発見と、その現状と逆に規模の大きい学校での見逃さないための取り組みについて答弁いたします。

まず、現状を申し上げますと、議員が申し上げられましたとおり、教師が児童生徒に向き合う時間が十分に確保でき、子どもの抱える悩みや諸問題についても早期発見、早期対応によって、その成果と捉えたいと思いますが、現在不登校児童生徒はいません。

しかし、全ての学校から不登校児童生徒を無くしたいという思いは、全ての関係者の強い思いであり、保護者であればなおさらかと思えます。

この思いに立って、様々な施策や対応に努めていますが、古川中学校には、県費負担の児童生徒支援員を配置し、いじめをも含めて不登校への対応のための指導体制を整えています。また、市雇用の教育相談員の配置、さらには、市のカウンセリング事業として岐阜大学より、専門カウンセラーを配置して保護者の相談にも対応しています。

さらに、毎年、市内全小中学校で6月と9月に学校生活アンケートを実施し、仲間関係や学習について悩みを抱えている児童生徒の早期把握によって、その子に応じた教育相談態勢を確立することに結びつけています。

いずれにしても、毎日、児童生徒に関わる教師の姿勢が何よりも大切です。児童生徒のSOSを見逃さないために小規模校、大規模校問わず、教師は児童生徒の目の高さになって声を聞き取ることに徹し、その変化を見逃さない指導に努めるよう指導しています。

これは、物理的な目の高さではなく、精神的な目の高さで、児童生徒の声なき声に耳を傾けなさいという姿勢での対応です。

以上、答弁を終わらせていただきます。

〔教育長 山本幸一 着席〕

○16番（池田寛一）

はい。ありがとうございました。

市長の方からは学級数ではなくて、地域に見守られて育つことが必要であるというような、前回と同じ気持ちを力強く聞かせていただきました。ありがとうございました。

ひとつ、教育長に伺いたいと思いますが、SOSを見逃さないために子どもたちと同じ目線で声を聞き取ることを心がけているということです。

これは、学校だけの問題ではありません。もちろん、家庭の事情もあったり、いろんなことに関わってくると思いますが、学校が大きい小さいに関わらず、やっぱりどうしても学校へ行きにくい子どもといますか、行けない子ども、学校へ行ってもなかなかみんなと授業と一緒にできないというようなそういうことも現実にはあるのかなと思っています。

こういった子どもたちにとっては、小規模校ですと対応が非常にしやすいのかなと思いますが、大きな学校の場合に、そういった子どもたちの対応というのは、具体的にどのようにされておられるか、お聞きしたいと思います。

□教育長（山本幸一）

議員が申されましたとおり、学校の大小問わず、本年度に関しましては、小規模校3校にはおりませんが、学校に行けない児童生徒はいます。

本年度、2月末までの状況ですが、市内小中学校で、不登校及び不登校傾向で年間30日以上欠席がある児童生徒は、小学校2人、中学校では14人、計16人です。また、教室に入れず、相談室等で学習をしているのは小学校で2人、中学校4人ということです。

以前と比べますと小学校ではかなり減少しておりますが、思春期を迎えております中学校の1年の後半から2年生にかけて不登校又は、その傾向が急に現れるというのが、昨今の現状です。そういう中で、先ほども申し上げましたように担任による、日常的な相談活動、あるいは家庭訪問はもちろんですけれども市の教育相談員、県のカウンセラーとか、県のスクール相談員及び、市のカウンセラーの活用、さらには、福祉部局や県子ども相談センターによる子どもや保護者に対する支援等あらゆる専門機関との連携を密にしながら子どもや保護者の気持ちに寄り添う対応というものに努めている状況であります。

○16番（池田寛一）

はい、ありがとうございました。こまめにそうやって気を配っていただいているなど思っておりありがとうございます、今後ともそのような対応でお願いしたいと思います。

もう一点ですが、先月の27日でしたが、河合小学校の授業参観をする機会がありました。私もお邪魔して授業を見させてもらったんですが、その時に5年生は、道徳で日本の宝ということで、地域で大切にしている伝統や文化について学んでおりました。そこで、今回の予算に河合の山中和紙について予算を、後継者育成のために予算を組んでいただいております。柏木さんが直接教室に入って、子どもたちにそういった紙を作る過程からずっといろんなことをお話されて、子どもたちに指導をしておられました。

子ども達も伝統を守っていくことの大切さ、そういったものをめいめいに発言しておりました。とてもいい授業だなと思ったんです。

これとは違うんですけど、河合小学校でも2・3年生が複式学級をされております。2、3年生は算数の授業でしたが、やっぱり2・3年生と先生があっちいたり、こっちいたり、大変忙しそうにやっておられましたが、正直言って、先生の負担というものもあるのではないかと思います。そういったことと、複式の場合、学力的なことはどうなのか、そこらへんについて分かればお願いしたいなと思います。

□教育長（山本幸一）

私も複式の授業を行った経験がございますけれども、教師がですねきちんと学習課題を与えそして、その追及の仕方、学び方をきちんと指導すれば私は、子どもが自己追及力さらには、子ども同士が練り合う、お互いに練り合うという時間が保障されますので、自己表現力これらが高まるのが複式授業のメリットやと思っております。

そんな中で、現在、宮川小学校、河合小学校、山之村小中学校は、複式授業をやっているわけですが、決して学力が先ほども申し上げましたように低いわけではありません。むしろ、高いということなので将来の学びに繋がっていくのが、複式授業であると思っております。

○16番（池田寛一）

はい、ありがとうございました。今日は説明資料を皆さんにもお配りさせていただきました。この資料は、山之村中学校3年生の石橋穂君が岐阜県の英語スピーチコンテストで発表されたものです。とてもいい内容でしたので、皆さんにもご紹介をしたいと思います。

かいつまんで報告しようと思ったんですけども、非常に中身がいいので、全部時間の許す範囲で紹介させていただきたいと思います。裏面が英語の文になっておりまして、あえて、日本語の文で紹介をさせていただきたいと思いますがよろしく願いいたします。

ど田舎という題です。

「僕は田舎からやって来ました。田舎は田舎でも「ど」がつく田舎です。日本語では、否定的な強調語として「ど」をつけます。その田舎ぶりは、皆さんの想像を超えていると思います。

僕が住んでいる山之村は、人口約160人の小さな地区です。山之村はないものだら

けです。スーパーマーケット、コンビニ、マクドナルドありません。信号機もゼロ、交番さえありません。だから悪い人はいません。想像できますか？買い物をするために神岡の街にでるまでに、車で片道40分かかります。冬には1時間で行ければ幸運です。山之村は雪が多く、毎年2メートル以上の積雪があります。最低気温はマイナス20度以下になることもあり、温度計では測りきれません。

学校生活について話しましょう。学校もやはり小さいのです。僕が通う山之村小中学校は、全校児童生徒7名で県内最小の学校です。生徒の数より先生の数の方が多いです。授業中に居眠りなんかできるわけがありません。だから、僕たちは賢くなります。給食は全校の児童生徒と先生全員がランチルームで食べ、昼休みもみんなでサッカーやバスケットをして遊びます。まるで一つの家族のような学校です。でも、大きな学校でたくさんの友達と一緒に、体育大会や文化祭をやりたいと思うこともあります。

僕は最初からこんな田舎にいたわけではありません。僕は静岡で生まれました。都会っ子でした。しかし、僕が5歳の時に、父が山之村に移住することを決心しました。「大自然の中で子育てをしたい」という理由からだそうです。僕は幼かったけれど「なぜこんな何もないとこに來たんだろう」と思い、父の気持ちが理解できませんでした。

その疑問は成長するにつれて大きくなっていきました。友達がたくさんいて、家の近くに何でもある、街の子どもたちをうらやましいと思うようになりました。しかし、最近そんな気持ちに変化が出てきました。そのきっかけは、ある秋の日の事でした。家族全員で買い物から帰ってくると、玄関の前にたくさんのキノコが置いてありました。地域の農家の方からたくさんの野菜をもらうこともよくありました。そのとき初めて、それが特別なことであり、山之村が特別な場所であることに気が付きました。また、僕の両親が忙しい時は、近所の方が僕たちの面倒を見たり、ご飯を食べさせてくれたりしました。見返りもないのに、喜んでして下さいるのです。きっと、父も逆に手伝いをすることもあったでしょう。

山之村は不便な場所です。不便だからこそ、人々はお互いに思いやり助け合って生活しています。山之村にはないものだらけです。でもないからこそ人々は物の大切さを知っています。便利なら幸せなのか？物があれば幸せなのか？僕は山之村の人々のつながりこそが幸せだと思うようになりました。そのことに気が付かせてくれた父に感謝しています。

僕は「ど田舎」に暮らしています。でも、田舎生活を楽しんでます。みなさんも山之村に来てみませんか？田舎しようよ!!」という内容なんです。

心から拍手をしたいようなそんな内容だなと思うんです。私は、これを読んで石橋君は、何もないちっちゃな田舎だけれども、人の繋がりこそが幸せであると。田舎を楽しんでいる。皆さんも山之村に來ませんかと呼びかけている、このことこそ、定住促進移住促進のための原点ではないかと考えます。

この発表を紹介するには、学校の了解も本人の了解も得ておりますので、ご承知おき

をお願いしたいと思いますが、この素晴らしい発表にコメントがあればいただきたいなと思いますが、市長でも教育長でも結構ですが、いかがですか。

□教育長（山本幸一）

只今、議員よりご紹介のありました石橋君につきましては、家族が移住されてみえました２００４年より、その成長を見てきています。家庭の教育力、学校の教育力、そして何よりも大きい、地域の教育力によって知・徳・体すべてにおいて大きく成長しました。英語スピーチコンテストは、先ほどのご質問の学力、それから先般の全中のスキーの出場は体力、そしてそれを支えるメンタル面の成長も非常に著しいものがあります。私は、山之村の教育を天の恵み、天恵の教育というふうに呼んでいるんですけども、市街地と比べて今もありましたように利便性には遠くとも、天の恵みを受けた大自然の関わりによって甲斐性という生きるための知恵を身に付けております。それから、厳しくもある大自然と向き合って生活してみえる人から受ける温かさというのは、子どもたちの優しさを育んでいます。

ただ、生活の基盤を確保するという理由において、石橋家のような移住は簡単にできることではなくて、大決断であったとは思いますが、その後、地域とかあるいは学校が与えたものは議員が申されましたように定住促進、移住促進の原点であることは間違いないと思います。

今年の１０月、山之村小中学校は、熊本県で開催されます「全国へき地教育研究大会」において、岐阜県東海代表として発表いたします。私は山之村小中学校も河合小学校も宮川小学校も含めて、小さな学校から大きな光を発信していくことが教育でできる重要な内容だというふうに考えております。ありがとうございました。

△市長（井上久則）

この、ど田舎にということにつきまして、英語スピーチがあった時にさっそく見させていただいたものですから、前にも１回見させていただきました。一番最後に書いてあることがこの文のいいところでないかと思いますが、特に人の繋がりが大切な環境に育ってくれとる石橋君は、いい環境におるなということ。そして、その繋がりは分かる人間に育ってきているということがまたその上に素晴らしいものかなと思います。これからも、どこに住もうがひとり一人の繋がりとこのことを大切にしていかなければならないということを新ためて感じさせていただいたということでございます。

○１６番（池田寛一）

ありがとうございました。小さな学校からも例えばクロスカントリーに全国大会へ出たり、アルペンスキー大会全国大会に出場したりと、優秀な素晴らしい子どもたちが小さな学校からでていくということに誇りを感じなければなと思い、次の質問をお願いします。

２番目には、雪害対策について、担当部長に伺いたいと思います。今シーズンは予想を超える豪雪となり、市におきましてもこれまでにない大型の除雪費の補正を行うなど苦

慮されたことと思います。

住民の生活に支障のないよう道路除雪が行われたことに感謝を申し上げたいと思います。しかし、昨年の暮れから1月にかけての大雪で倒木等により市内各地において停電が相次ぎました。中には、数日間に渡り停電となった地域もありましたが、市ではどのように対応されたか。そしてこの経験を活かして今後、どのような対策を考えられておられるか。また、山林や農業関係での被害状況はどの程度のものか。その対応についても伺いたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔総務長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、雪害対策について今回の大雪による停電の対応と今後の対策についてお答えいたします。

今回の大雪は、平成26年12月13日から18日にかけて、次々と寒気が入り込んだものですが、特に17日から18日の猛烈に発達しました低気圧が影響し、飛騨市においても例年になく大雪となりました。

また、今回の大雪は短期間での集中的な大雪であったことや、非常に湿った雪であったことから、市内のみならず、飛騨地域の各所にて倒木が原因による停電の発生や道路の通行止めなど市民生活への大きな影響を与えたものです。

はじめに、議員ご質問の数日間の停電地域への市の対応についてであります。飛騨市への大雪警報発令はなかったものの、倒木による停電や道路の通行止めが発生したことから12月の18日13時でございますけれども、飛騨市雪害警戒本部を設置し、長期的な停電への対応ができるような避難所の開設に向けた準備、水道施設への電力確保などの対策を行ったものです。中でも、数日間停電となった地域には区長、民生委員及び職員などが訪問などをし、暖房機器の有無の確認や必要に応じて非常食や水の配布など、停電復帰までの対応を実施してまいりました。

今後の市の対策といたしましては、今回の経験を活かし、長期的な停電発生が見込まれる場合には、今回のような市雪害警戒本部等を設置し、より速やかに避難所の開設などの対応ができるよう努めてまいります。

平成27年度当初予算には、倒木による停電発生をどれだけでも防ぐべく県が4分の1、市が4分の1電気事業者が2分の1の負担により電線付近の倒木の恐れのある樹木の調査、伐採費用などを計上しておりますのでよろしくお願いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 藤井義昌 登壇〕

□農林部長（藤井義昌）

続いて、農林業関係の被害関連でございます。初めに農業関係の被害についてお答えいたします。園芸施設につきましては、ハウレンソウハウス被害が2棟、とらふぐ養殖ハウス及び施設の被害、菌床シイタケハウスの倒壊が3棟発生しまして今のところ被害総額は約90万円となっております。例年雪の多いところは、雪解け時期にパイプハウスの被害が出ますので、今後被害が出てくることも予想されます。

被害が大きいと想定される果樹被害でございますが、まだ積雪状態にありこの時期で被害額を算出するのは難しく、当該果樹園にお聞きしたところ、枝折れなど樹体被害がある状況を見ますと3割前後の収量減だと思っているということでございました、いずれにしても経営に相当な痛手を負っていることは事実でございます。

県では、果樹被害につきまして、高山市などの被害と合わせ1億円を超えると予想しており平成27年度に岐阜県農作物対策事業補助金を活用し支援することを協議中でございます。市でもさらなる支援を県へ要望していくところでございます。

また、市でも既に園内道路の除雪などの支援や融雪用の木炭の支援をしており、新年度予算では、農業災害対策事業補助金で、枝の殺菌剤経費や、支柱の復旧、改善経費の支援をする予定でございます。まだ、雪もございまして、今後も雪解けとともに枝を痛めることもございますので、現場を見て農家の話を聞きながら、早く平常に戻る支援をしてみたいと思います。

次に、山林被害につきましては、これも現在積雪量が多いため現地への進入が難しくある程度雪解けが進んでからでなければ被害額が集約できない状況でございます。道路際で確認できている被害箇所は、県道の神原トンネル付近の太江地域、柏原地域と神岡町山之村への県道沿いが特に被害が多いと確認されております。

飛騨市、単独事業で平成27年度に民有林における倒木、危険木処理事業補助金により、道路公共施設、民家、文化財観光施設等への公共性が特に認められる箇所の危険と判断した当該木処理を森林所有者等が自ら実施した案件に対し補助をする、新年度予算に計上させていただいたところでございます。

〔農林部長 藤井義昌 着席〕

○16番（池田寛一）

ありがとうございました。この数日間に渡る停電では、いろんな声を聴きました。ただ、先ほどの答弁でもありましたが、区長さんであるとか、民生員の方々が高齢者宅やひとり暮らしの家庭を回られて、暖房器具や非常食そういったものを斡旋していただいたということは、非常に感謝をしておられました。

また、被害の関係では県の事業と合わせて倒木の伐採でありますとかそういったことをやっていただくということですが、できる限り雪とは常に関わっていかなければならないので、徹底的にやっていただけるとありがたいと思います。

それから、もう一点、今後の対応として速やかな避難所の開設という答弁がありました。高山市ではですね、指定避難所への停電になった場合の対応ということで、太陽光

発電等蓄電池を配備するというようなことが報道されておりましたが、そういったことも非常に有効な手立てだなと思いますが、そういったことについてのお考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

太陽光発電につきましては、特に雪害の場合には雪が降っていますので、そのとおり可能かどうかという技術的な問題があるかと思います。只今ご提案いただきましたので、検討はさせていただきたいというふうに思います。

○16番（池田寛一）

私もそう思いましたが、蓄電池を備え付けるということでしたので、晴れた日に蓄電しておいて、停電の時に作動するような仕組みだろうと思います。ぜひ、研究をしていただきたいなと思います。以上2点質問をさせていただきました。

冒頭にも申し上げましたように新年度予算は明確に人口減少対策を打ち出したものと思います。近隣の自治体も同じ悩みを抱える中で政策も似かよったものになりがちでないかなと思います。他の自治体へ流失することを避けるために補助金でありますとかサービスで差を付けようと自治体同士が競争をしますと、財政力の強いところにはなかなかかなわないのではないかなと思います。

昨日、内海議員の質問で都会から移住されてきた方から飛騨市には、素晴らしい風土や歴史文化があるんだからその良さをもっと共有して活かすべきではないかと発言されたということで、見失っていたものを気づかされた内海議員のほうから話されました。今回、示されております、政策と合わせて先ほど紹介させていただきました石橋君のようにそこに住む者が田舎を楽しみ、来てくださいと言えるようなそういう意識を持てる地域にできるかどうか大きな鍵になるのではないかなと思います。

新年度の新たな取り組みが人口減少の抑制に大きく繋がることに期待し、質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（菅沼明彦）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。明日の会議は、午前10時からいたします。本日はこれにて散会いたします。

（ 散会 午後3時32分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛驒市議会議長

菅沼 明彦

飛驒市議会議員（１２番）

谷口 充希子

飛驒市議会議員（１３番）

天木 幸男